

平成26年度

再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業

(再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金)

公募要領

平成25年12月

一般社団法人 太陽光発電協会

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

当補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。

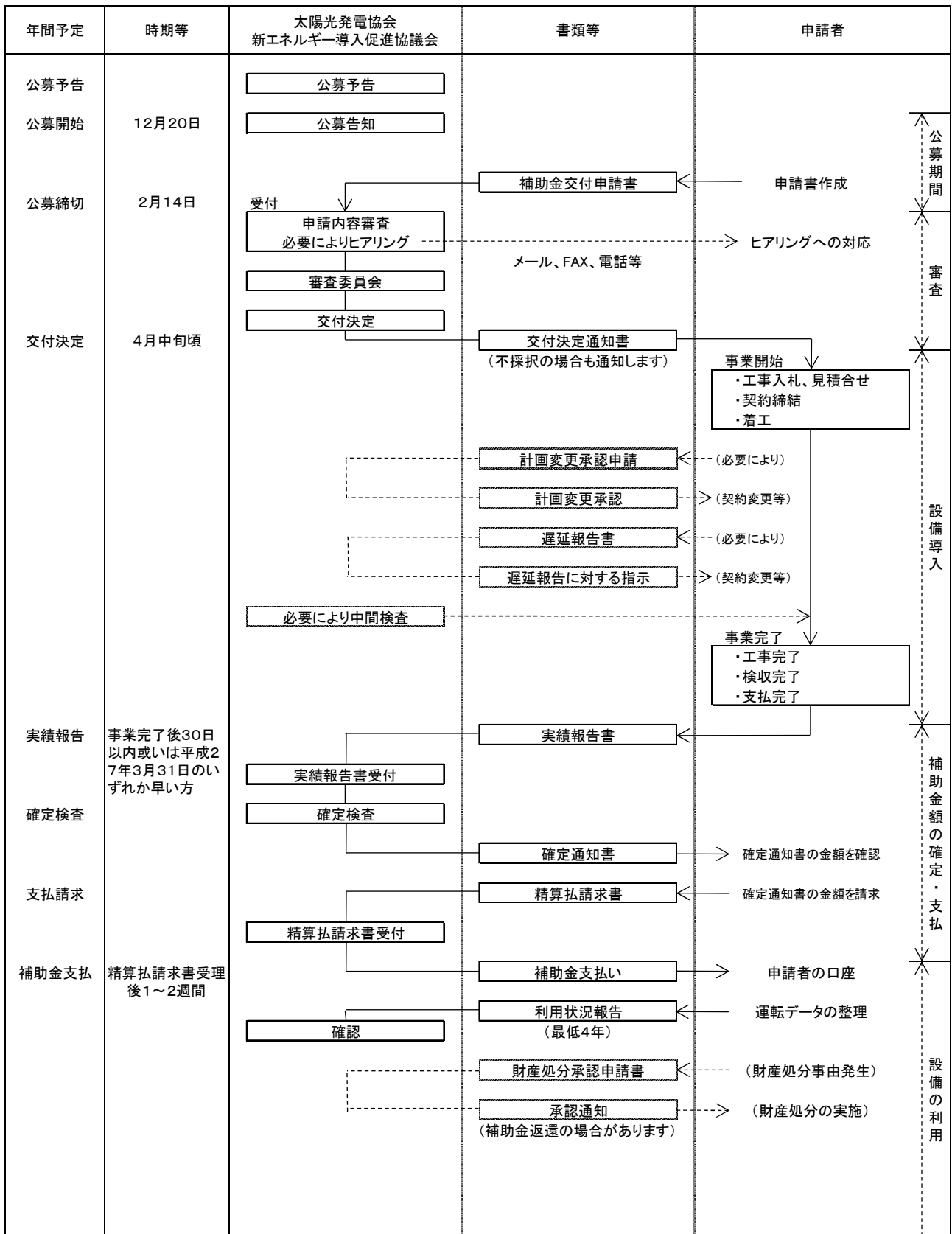
従って、補助金交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金の申請者が一般社団法人太陽光発電協会（以下、「協会」という）又は一般社団法人新エネルギー導入促進協議会（以下、「協議会」という）に提出する書類は、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 協会又は協議会から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について協会又は協議会の承認を受けなければなりません。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により補助金を受給した疑いがある場合には、協会又は協議会として補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
7. 当該補助事業に関する個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

一般社団法人 太陽光発電協会

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

手続きの一般的な流れ



公募期間及び書類提出先

1. 公募期間

平成25年12月20日（金）～平成26年2月14日（金） 17:00（必着）

2. 本件に関する問い合わせ及び書類提出の連絡窓口先等

●太陽光発電

〒105-0003

東京都港区西新橋一丁目16番3号 第1東洋海事ビル7階

一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA復興センター

TEL: 03-5510-6200

●風力発電、水力発電、バイオマス発電及び地熱発電

〒170-0013

東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 イムブル・コジマ 2F

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

「再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業」業務第四グループ

TEL: 03-5979-7802

注1: お問い合わせは、業務時間内（土日及び所定休日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）
にお願いいたします。

注2: 上記以外の電話番号では、本事業に関するお問い合わせにはお答えできません。

3. 提出方法及び提出期限

持参 又は 書留による郵送等（配達記録付き）

注: 持参の場合は、公募期間中の業務時間内（土日及び所定休日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:00）にご持参ください。

提出期限は平成26年2月14日（金） 17:00（必着）

4. 資料

下記のホームページで、公募要領、各種様式等をダウンロードすることが可能です。

●太陽光発電 (URL: <http://www.jppec.jp/>)

一般社団法人 太陽光発電協会 JPEA復興センターホームページ

●風力発電、水力発電、バイオマス発電及び地熱発電 (URL: <http://www.nepc.or.jp/>)

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会ホームページ

目次

1. 事業概要

1. 1	事業の背景と目的	1
1. 2	補助対象事業	1
1. 3	補助対象事業者	1
1. 4	補助対象となる事業スキーム	1
1. 5	補助対象経費	3
1. 6	補助対象経費算出の留意点について	4
1. 7	補助率	5
1. 8	事業期間	6
1. 9	規模要件	7

2. 事業スキーム

3. 予算

4. 実施方法

4. 1	事業の公募について	11
4. 2	交付の申請について	11
4. 3	交付の決定について	12
4. 4	公募結果の公表について	12
4. 5	採択事業者向けの説明会について	12
4. 6	補助事業の開始について	12
4. 7	補助事業の計画変更について	13
4. 8	補助事業の完了について	13
4. 9	実績報告及び額の確定について	13
4. 10	補助金の支払いについて	14
4. 11	取得財産の管理等について	14
4. 12	利用状況等の報告について	14
4. 13	罰則・加算金等について	15
4. 14	アンケート調査について	15
4. 15	個人情報の取り扱いについて	15

5. 審査	
5. 1 審査方法	16
5. 2 審査項目	16
5. 3 採択しない事例	17
6. 提出書類	18
7. 補助金交付申請書類作成時の注意事項	19
8. 関連資料	62

【提出書類チェックシート】

補助事業の申請書類を提出する際は、以下の要領に従った提出書類の確認を行ってください。

- 本チェックシートのチェック欄を用いて、申請に必要な提出書類を確認してください。
- チェックした資料を各2部（正副各1部）それぞれA4ファイルに綴じ、ページ又はインデックス等により仕切り、番号を振り、本チェックシートにその番号を記入してください（書類にはインデックスシール等を貼らないでください）。
- 本チェックシートも提出書類とともに提出してください（ファイルの先頭に綴じ込むこと）。

様式等番号	提出書類名	チェック	インデックス番号等
—	提出書類チェックシート（本表）		
—	平成26年度再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業 申請概要表		
様式第1	補助金交付申請書		
別紙1	補助事業に要する経費の配分		
別紙2	補助事業に要する経費の四半期別発生予定額		
様式第2	実施計画書（注1）		
設備 導入	別紙3	事業経費の配分	
	別紙4	補助事業に要する経費及びその調達方法（全体事業に要する経費）	
	別紙5	事業実施体制	
	別紙6	事業実施予定スケジュール	
別紙7	省エネルギー・環境改善効果		
添付資料 （注2）	発電単価の算定について		
	申請者の定款、登記簿（履歴事項全部証明書の原本）		
	直近2カ年分の財務諸表		
	地形図、現地写真		
	事業収支計算書、参考見積書等		
	継続事業の新旧対照表（注3）		
	確約書（※特定目的会社および有限責任事業組合からの申請の場合）		
電子データ	申請概要表、申請様式書類の電子データ（CD：正のみ1枚）		

注1：再生可能エネルギー種類別に様式が異なります。

注2：上記の他、必要に応じ参考資料等を添付してください。

注3：継続事業の場合は、平成25年度からの変更箇所を新旧対照表としてまとめ添付してください。

平成26年度 再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業 申請概要表

再生可能エネルギーの種類	(導入する再生可能エネルギーの種類を記載)			
新規・継続の別	(新規または継続と記載)	継続の場合は前年度の交付決定番号	(新規の場合は記載不要)	
フリガナ				
申請者名	(登記簿名を記載)			
申請企業情報	日本標準産業分類 中分類(01~99)	業種コード	資本金(円)	従業員数
事業実施者名	(申請者以外の者が導入事業を実施する場合は、当該者の法人名、本社所在地、設立年、代表者名、主要事業内容、資本金及び売上高、主要株主(%)等を記載)			
設備導入事業内容	事業名	(申請者が計画する事業名を記載。例 ○○○社屋太陽光発電設備設置事業等)		
	規模等	(発電出力、発電効率、年間発電量等導入する設備の規模、性能等について記載)		
	目的・内容	(導入設備の利用方法、利用量(日量、年間)等について記載)		
当年度実施期間	交付決定日 ~ 平成○○年○○月○○日			
事業計画	設備導入事業(発電設備) (円)			
	事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税別)	補助金申請額(税別)	実施内容
平成24年度	(平成24年度分は継続の事業者のみ記載)			
平成25年度	(平成25年度分は継続の事業者のみ記載)			
平成26年度				
平成27年度				
合計				
	設備導入事業(蓄電池および送電線) (円)			
	事業に要する経費(税込)	補助対象経費(税別)	補助金申請額(税別)	実施内容
平成24年度	(平成24年度分は継続の事業者のみ記載)			
平成25年度	(平成25年度分は継続の事業者のみ記載)			
平成26年度				
平成27年度				
合計				
導入場所	(設置場所の住所を記載)(太陽光の場合設置場所が屋根or遊休地の区別を記載)			
項目	申請者所見			
①波及効果(経済性、設備導入普及計画等)	(実施計画書に記載した内容を簡潔に箇条書きにて記載)			
②確実性及び合理性	(実施計画書に記載した内容を簡潔に箇条書きにて記載)			
③その他特筆すべきポイント	(規模の要件緩和の中小企業枠、離島枠等で申請する場合、その旨この欄に記載)			
備考				

部分に記載をお願いいたします。

※平成26年度の事業に要する経費の消費税は8%とする。ただし、継続事業で、平成25年9月以前に平成26年度分を契約した場合は5%とする。

1. 事業概要

1. 1 事業の背景と目的

この補助金は、東日本大震災後の電力供給不足への懸念に対応し、かつ、被災地の再生可能エネルギーを中核とした雇用創出と関連産業の活性化を図るために、被災地において再生可能エネルギー発電設備に対する導入補助を行うことにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とします。

1. 2 補助対象事業

本公募開始時点における東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項で定める「特定被災区域」（※表1）に設置する太陽光、風力、バイオマス、水力及び地熱の再生可能エネルギー発電設備（以下「発電設備」という）、及びそれに付帯する蓄電池や送電線（以下「蓄電池及び送電線」という）であって、後述する規模要件（1.9）等を満たす設備を導入する事業（以下「設備導入事業」という）が補助の対象となります。

※ 本補助金を受けた発電設備については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に基づき、固定価格買取制度を利用することができます。

※ 本補助金を受けた発電設備については、環境関連投資促進減税（国税）（通称：グリーン投資減税）との併用はできません。

1. 3 補助対象事業者

再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、バイオマス、水力及び地熱）を導入し、発電事業を行う民間事業者等（法人及び青色申告を行っている個人事業者）、非営利民間団体及び地方公共団体等が補助対象事業者となります。

特定目的会社（SPC）および有限責任事業組合（LLP）が申請する場合は、主たる出資者又は出資表明者あるいは組合員が申請者に責任を持って履行させるとの確約書を提出して頂きます。

※ 代理・代行申請は受け付けておりません。必ず申請者ご自身で申請してください。

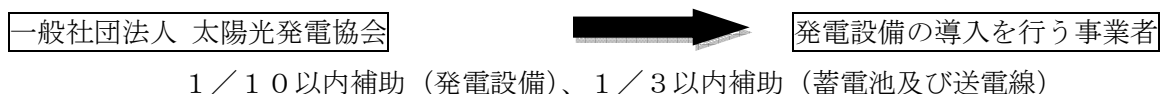
※ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている申請者は対象外とします。

※ 公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者は対象外とします。

※ リースを利用する場合は、設置事業者とリース会社等との共同申請とし、リース会社は1申請について1社とする。

1. 4 補助対象となる事業スキーム

(1) 太陽光発電



(2) 風力発電、水力発電、バイオマス発電及び地熱発電

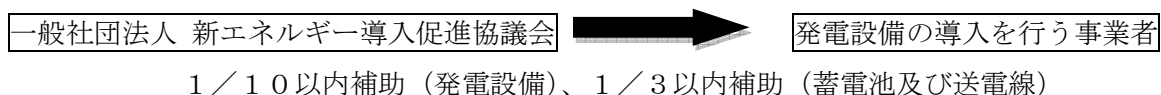


表1 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

(平成23年法律第40号) 第2条第3項で定める「特定被災区域」(平成24年2月22日改定)

青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

※岩手県東磐井郡藤沢町は、平成23年9月26日に岩手県一関市と合併したため、一関市に含まれています。

1. 5 補助対象経費

補助対象となる経費の範囲は表2に示すとおりです。

表2 補助対象経費の範囲

費目	内 容	備 考
設計費	再生可能エネルギー発電設備の導入事業に必要な実施設計費、システム設計費（風力発電のみ耐震設計のボーリング調査など耐震等調査費を含む）。 【注記】 実施設計：基本設計によって策定された基本計画の詳細な見直し作業、および電気設備関係、配筋図等の設計作業 システム設計：器材及び機器を特定し、それらを整理、配列して目的にかなう装置体系を創り出す設計作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査費等は補助対象外 ・ 基本設計費は補助対象外 【注記】 基本設計：最適発電規模を決定するとともに、主要構造物の設計及び図面作成、発電機の選定及び電気設備関係の設計、仮設備計画の立案、施工計画及び工事工程の立案、工事数量及び工事費の積算等を行って、経済性を評価する作業
設備費	再生可能エネルギー発電設備の導入事業に必要な機械装置、制御盤、監視装置（防犯は除く）、配管類、送・配・変・蓄電設備及びこれらに付随する設備の購入、製造（改造を含む）、据付け、輸送、保管に要する費用。 【注記】 運転データ等取得のため最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器（データ取得専用を使用するものに限る。）については、「これらに付随する設備」に含まれるものとします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の取得及び賃借料（リース代）は補助対象外 ・ 中古品の設備導入については補助対象外（増設又はリプレースについては、新設の場合と同様補助対象。また、国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象。） ・ 予備品は補助対象外
工事費	再生可能エネルギー発電設備の導入事業に不可欠な工事に要する経費。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建屋については補助対象外（ただし、水力発電の場合は補助対象） ・ 既設構築物の撤去費は補助対象外 ・ 土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事及びフェンス工事は補助対象外（ただし法令で定められている等の必要不可欠な工事と証明できる場合は補助対象） ・ 植栽及び外構工事は補助対象外
諸経費	再生可能エネルギー発電設備の導入事業を行うために直接必要なその他経費（電力工事負担金、管理費（旅費、会議費等））。 【注記】 工事負担金：系統連系の際の電力工事負担金については、当該会計年度内に精算が終了しているものについて補助対象とします。 管理費：補助対象に係る設備をメーカーに発注した場合に当該設備の完成検査を実施する必要最小限の担当者2名程度の旅費等を対象とします。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。 ・ 協会又は協議会や業者、電力会社との打ち合わせのための旅費等は補助対象外 ・ 振込手数料は補助対象外 ・ 通信運搬費、消耗品は補助対象外 ・ 各種申請費は補助対象外

※上記の区分毎の経費のうち、発電設備、蓄電池及び送電線との経費が混在し、仕分ける事ができない経費については、補助率の低い方で計上すること。

1. 6 補助対象経費算出の留意点について

1. 補助対象とならない費用

- 1) 補助金に消費税分は含まれません。
- 2) 自社又は関連会社からの調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除していただきます。（【関連資料3】を参照）

2. 他の制度との関係

- 1) 本補助金を受けた発電設備については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に基づき、固定価格買取制度を利用することができます。
- 2) 本補助金を受けた発電設備については、環境関連投資促進減税（国税）（通称：グリーン投資減税）との併用はできません。
- 3) 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を含めることはできません（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明出来るものを除く。）。

1. 7 補助率

(1) 補助率について

補助率は発電設備が補助対象経費の1/10以内、蓄電池及び送電線が補助対象経費の1/3以内となります。なお、太陽光発電、風力発電については、下記のとおり別途上限を定めています。

注1：複数年度実施する事業の補助率については、原則採択時の補助率を次年度以降も採用します。

注2：予算執行上、一件当たりの年間の補助金額に上限を設けることがあります。

a) 太陽光発電

- ・補助対象経費の1/10以内と8万円/kWのいずれか低い額

注：計算に使用する「kW」は太陽電池出力の小数切捨。太陽電池出力の定義は「表4 特記事項」を参照。

b) 風力発電

- ・補助対象経費の1/10×0.8以内。ただし、以下のア)、イ)のいずれかを満たす場合は1/10×0.9以内、両方を満たす場合は1/10以内とします。
- ・上記補助率と4万円/kWのいずれか低い額とする。

ア) IEC61400-1の耐風強度クラスI以外の風車の場合、以下の基準を全て満たすこと

- ・風車本体について、ハブ高さにおける風速70m/sの風圧に十分耐える構造、強度のもの
- ・ヨー制御（パッシブ制御を含む）について、停電の際にも機能を十分確保できるもの
- ・風向・風速計について、風速70m/sの風圧に十分耐える構造、強度のもの

イ) レセプタ及びダウンコンダクタについて、総電荷量600C、比エネルギー20MJ/Ωの雷電流を、ブレードを破損することなく、通電できるもの。なお、ダウンコンダクタの温度上昇計算に係る安全率は2倍とする。

(2) 補助金額について

補助金額は補助対象経費に補助率を乗じた額となります。ただし、1件当たりの年間の補助金額の上限額は、原則として発電設備は5億円、蓄電池及び送電線はそれぞれ5億円とします。

また、1件あたりの補助金額の上限額は、原則として、発電設備は10億円（補助期間の年数（最大2年）×5億円）、蓄電池及び送電線はそれぞれ10億円（補助期間の年数（最大2年）×5億円）とします。なお、補助金に消費税分は含まれません。

複数年度事業として採択された事業における平成27年度の補助金上限額は、原則として当該事業が採択された事業開始年度において申請した補助金額を上限額とします。ただし、予算上やむを得ない場合には減額することがあります。

なお、事業計画の変更により補助対象経費に変更がある場合であっても、実際に支払われる補助金の額は交付決定された額を上限とします。その際、事業計画の変更により補助対象経費が減少する場合には、変更後の補助対象経費に補助率を乗じた額となります。

1. 8 事業期間

原則として補助対象期間は単年度とします。

ただし、事業実施計画上、単年度では事業完了が困難であると確認できる事業については平成27年度（平成27年12月末までに事業完了するもの）までの複数年度事業として申請ができます。ただし、「5. 2 審査項目」において事業期間は審査対象となっておりますので御注意ください。

（複数年度事業の注意点）

1. 複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、次年度以降の補助金交付を保証するものではない。従って、複数年度実施する事業については、年度毎に補助金交付申請を行い、協会又は協議会の採択審査を受けること。なお、予算上やむを得ない場合には2年目以降の交付決定額について減額等を行う場合があることに留意すること。
2. 各年度に補助対象経費が発生し、各年度の出来高予定を明確にし、その出来高に応じた支払いを完了すること（補助金額が0円という年度のある申請は認められない）。
3. 各年度の補助対象経費について、工事契約の着手金、前渡金等を支払う場合及び出来高払いの場合は、各年度事業完了の時点で、各費目の金額に応じた設計図書、対象設備、対象工事等の出来高があること。
4. 複数年度事業において2年目以降に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、原則として既に交付した補助金の返還が必要なることに留意すること。
5. 複数年実施する事業についても、原則として2年度目以降の事業開始日は、当該年度の交付決定日以降に事業を開始すること。これは、補助事業者のリスクで4月1日から補助事業を開始することを妨げるものではないが交付決定の保証をするものではない。なお、4月1日から事業を開始する場合は、事前に協会又は協議会に相談のうえ実施すること。（次年度事業を3月31日以前に行った場合は、補助の対象とならない。）
6. 平成27年度まで事業を実施する必要がある場合は、平成27年12月末までに事業が完了する事業計画を提出すること。なお、平成28年1月以降の事業実施は原則として認めない。

1. 9 規模要件

次の表3に示す規模要件のいずれかの基準を満たすものであるか、またはそれらと同等の効果を有するものと証明できるものであることとします。

表3 規模要件

太陽光発電	太陽電池一地点出力10kW以上又は複数地点を纏めて10kW以上 (ただし、一地点平均4kW以上)
風力発電	<p>1. 通常地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電出力：1,500kW以上(ただし、単機出力500kW以上) ・風況精査 <p>1年間以上の風況観測を実際に実施していること。 (観測地点は、単機の場合風車の設置予定地点、複数機の場合は当該地域の代表的な風況特性を取得できる地点とすることを原則とする。)</p> <p>2. 離島地域(離島振興法等で規定する地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電出力：300kW以上 ・風況精査：通常地域に準じる。
バイオマス発電	<p>1. 通常地域</p> <p>(1) バイオマス依存率：60%以上</p> <p>(2) 発電効率等</p> <p>① 蒸気タービン方式</p> <p>発電出力1万kW以上：発電効率20%以上 発電出力1万kW未満：発電効率10%以上</p> <p>② その他発電方式</p> <p>発電効率：25%以上 発電出力：50kW以上</p> <p>※ 中小企業者(注)の場合は、上記②その他発電方式の発電出力を10kW以上とする。</p> <p>2. 離島地域(離島振興法等で規定する地域)</p> <p>バイオマス依存率：60%以上</p>
水力発電	発電出力：1,000kW以下(システムの定格出力でkW単位の小數切捨)
地熱発電	規模要件なし
蓄電池	定格出力：発電設備の発電出力の同等以下
送電線	規模要件なし

(注) 中小企業者の定義は、「中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者」による。

※1：規模要件は、技術水準、導入等の実態により、必要に応じ改訂を行う。

※2：規模要件の改訂を行った場合、継続事業については、新規採択時の基準を採用する。

※3：太陽電池などの定義等については、「表4 特記事項」を参照すること。

なお、蓄電池もしくは送電線のみでの計画は認められません。

表4 特記事項

<p>太陽光発電</p>	<p>1. 太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJ I S等に基づく試験成績表の実測値の合計値（申請時は公称最大出力の合計値）とパワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数切捨てとする。 ※実績報告では、全ての太陽電池モジュールの検査成績書（全モジュールの製造番号、最大出力等の一覧表）の提出が必要です。</p> <p>2. 地点とは、敷地をいい、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地とする。<u>（建築基準法施行令第一条の定義より）</u></p>
<p>バイオマス 発電</p>	<p>1. バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。</p> <p>2. 本事業に係るバイオマスの原料調達の見通しが、設備稼働後最低15年間あること。</p> <p>3. バイオマス燃料製造設備については、バイオマス発電設備と併せて設置される場合は、バイオマス発電設備の前処理設備（専用設備に限る）として補助対象とする。</p> <p>4. 副燃料として化石燃料起源の燃料を常時使用（※）することを前提とするものは対象としない。 ※常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は、常時使用に該当しない。</p> <p>5. 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し発電に利用するケースについては、既に事業化が十分に進んでいることから、対象としない。また、薪、木炭は、伝統的に使用されてきた燃料であること、及び、単純な乾燥、炭化により製造されるものであることから、新規性が認められないため、対象としない。</p> <p>6. バイオマス依存率は、$[(A \times B) / \{(A \times B) + (C \times D)\}] \times 100$とする。 A：バイオマス利用量（Nm³/h又はkg/h） B：バイオマス低位発熱量（MJ/Nm³又はMJ/kg） C：バイオマス以外の燃料^{*1}利用量（Nm³/h又はkg/h） D：バイオマス以外の燃料^{*1}低位発熱量（MJ/Nm³又はMJ/kg） <u>※1：混焼燃料のみならず補助燃料も含め燃料として計算する</u></p> <p>7. 発電効率は、$[(E \times F) / \{(A \times B) + (G \times H)\}] \times 100$とする。 E：発電出力（kW） F：3.6MJ/kWh（3.6MJ=860kcal：電力1kWhの熱量換算） A：バイオマス利用量（Nm³/h又はkg/h） B：バイオマス低位発熱量（MJ/Nm³又はMJ/kg） G：バイオマス以外の混焼燃料利用量（Nm³/h又はkg/h） H：バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量（MJ/Nm³又はMJ/kg）</p> <p>8. 蒸気タービン方式で、バイオマス燃料と廃棄物、RDF（RPFを含む）、石炭・天然ガスを混焼する場合の発電効率基準は、その入熱量割合を基に、それぞれ該当する発電効率基準で加重平均により算出する。 発電効率基準 = $I \times J + K \times L + 15\% \times M + 10\% \times N$ I：RDFの発電効率基準 J：RDFの入熱量割合 K：石炭・天然ガスのみなし発電効率 = 35% L：石炭・天然ガスの入熱量割合 M：RDF以外の廃棄物の入熱量割合 N：バイオマスの入熱量割合</p>

9. その他の発電方式で、バイオマス燃料と廃棄物、RDF（RPFを含む）、石炭・天然ガスを混焼する場合の発電効率基準は、その入熱量割合を基に、それぞれ該当する発電効率基準で加重平均により算出する。

$$\text{発電効率基準} = I \times J + K \times L + 15\% \times M + 20\% \times N$$

I：RDFの発電効率基準

J：RDFの入熱量割合

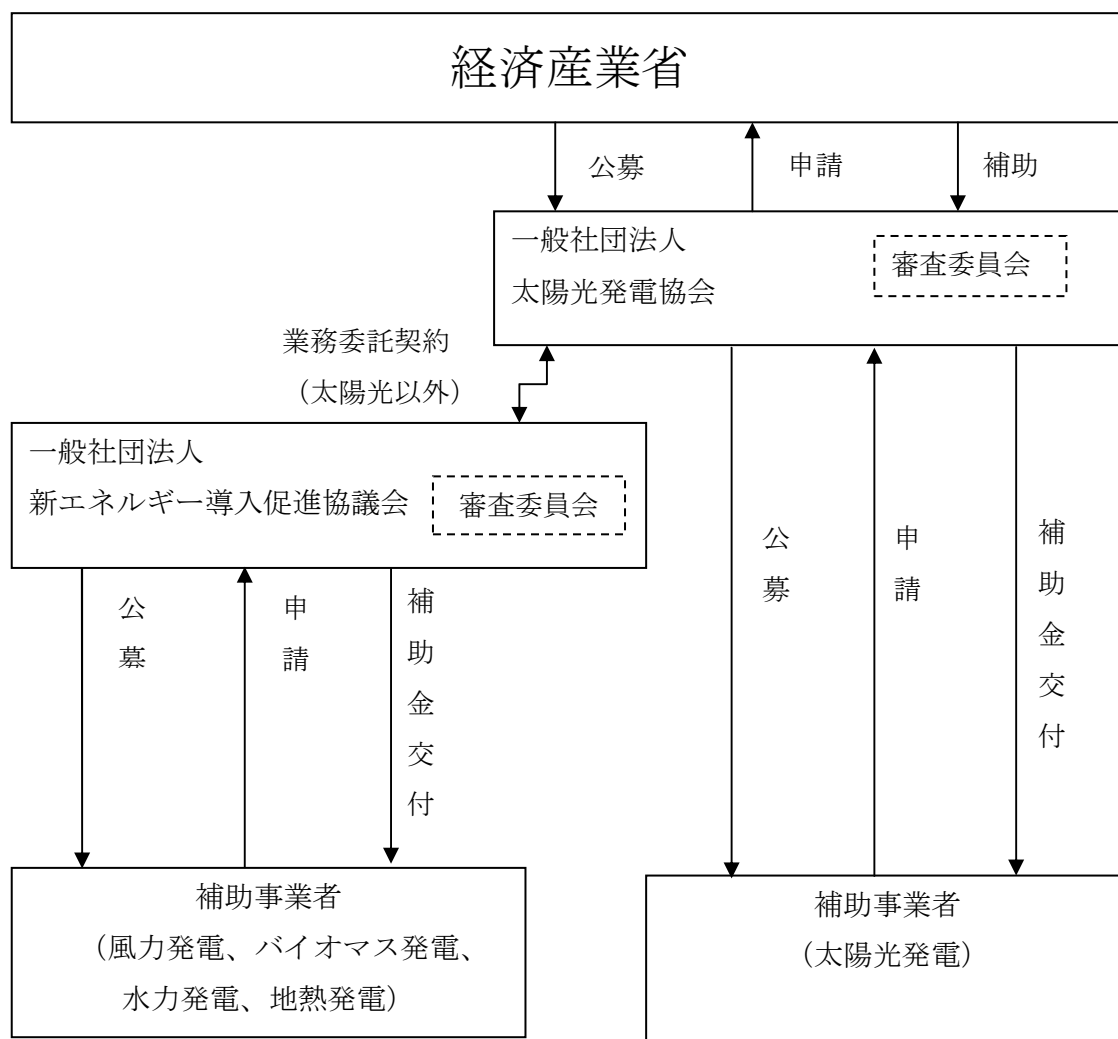
K：石炭・天然ガスのみなし発電効率＝35%

L：石炭・天然ガスの入熱量割合

M：RDF以外の廃棄物の入熱量割合

N：バイオマスの入熱量割合

2. 事業スキーム



3. 予算

(1) 補助金名

(会計) 一般会計

(組織・勘定) 資源エネルギー庁

(項) 東日本大震災復旧・復興電力安定供給対策費

(目) 電力安定供給対策事業費補助金

(目細) 再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金

(2) 公募予算額

約110億円 (新規事業分)

(3) 補助対象となる再生可能エネルギー種別

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電

4. 実施方法

当該補助金の交付に関する交付の手続き等については、太陽光発電に関しては「再生可能エネルギー発電設備等導入支援対策事業実施細則（太陽光発電に限る）」、風力発電、バイオマス発電、水力発電及び地熱発電に関しては「再生可能エネルギー発電設備等導入支援対策事業実施細則（風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電に限る）」（以下「実施細則」という。）に基づき業務の適性かつ確実な処理を行って頂きます。従って、本事業の申請にあたっては、上記実施細則をご熟読の上、申請してください。

4. 1 事業の公募について

協会又は協議会は、再生可能エネルギー発電設備等導入支援対策事業を実施するにあたって、再生可能エネルギー発電設備等を導入する事業者を公募します。公募にあたっては、公募期間、提出方法、提出期限、その他交付申請に必要な事項について、下記ホームページに掲載します。

●太陽光発電

一般社団法人 太陽光発電協会 J P E A 復興センターホームページ

(URL: <http://www.jppec.jp/>)

●風力発電、水力発電、バイオマス発電及び地熱発電

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会ホームページ (URL: <http://www.nepc.or.jp/>)

4. 2 交付の申請について

補助金を申請される事業者は、「6. 提出書類」で指定する様式を用いて、後掲する記入例に従い、申請書類一式を作成し、正副各1部を下記に提出してください。

●太陽光発電

〒105-0003

東京都港区西新橋一丁目16番3号 第1東洋海事ビル7階

一般社団法人 太陽光発電協会 J P E A 復興センター

●風力発電、水力発電、バイオマス発電及び地熱発電

〒170-0013

東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 イムブル・コジマ 2F

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会

「再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業」業務第四グループ

注：1つの申請書で複数の再生可能エネルギー種類の申請を受け付けることはできません。複数の再生可能エネルギー種類を申請する場合は、再生可能エネルギー種類毎に申請書を作成してください。

4. 3 交付の決定について

協会又は協議会は、申請された事業について審査（注）を行い、予算の範囲内において交付の決定を行い、交付規程に従って交付決定通知書により申請者に通知します。（協会又は協議会からの連絡は、全て実施計画書「担当者連絡先1」に記載されている住所、電話・FAX番号、電子メール宛てに行います。なお、連絡がつかない場合や、同担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、採択しないことがあります。）

注：補助事業の採否の決定にあたっては、「5. 審査」に基づき審査を行います。

※：交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額ではありません。補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後に協会又は協議会が実施する「確定検査」において補助金額を確定いたします。（詳細は、「4. 9 実績報告及び額の確定について」を参照。）

※不採択となった事業については、不採択理由とともに不採択となった旨を申請者に通知します。

4. 4 公募結果の公表について

協会又は協議会は、補助金の交付決定後に、申請件数及び採択件数、採択された事業に関する情報（補助事業者名、事業名、事業期間、事業概要）等を協会又は協議会ホームページで公表します。なお、個々の情報の公表・非公表の取扱いについては、情報公開法に基づく情報開示に準ずることとします。

4. 5 採択事業者向けの説明会について

交付決定後、採択された補助事業者に対して事務取扱に関する説明会（交付決定日以降の事業実施方法に関する説明会）を開催します。開催日時等は補助事業者に別途連絡します。

4. 6 補助事業の開始について

補助事業者は、協会又は協議会から交付決定通知を受けた日以降に初めて補助事業の開始（設計・工事等の発注、契約）が可能となります（交付決定前に、補助対象として交付申請を行った内容の発注、契約等を行っていた場合は、補助対象外となります。）。詳細は、以下のとおりです。また、不明な点があれば、必ず協会又は協議会の担当者へ事前に相談してください。

①業者選定、発注日、契約日は、協会又は協議会の交付決定通知を受けた日以降であること。なお、複数年度に渡る事業であって、2年度目以降の場合は、この限りではない。詳細は協会又は協議会と事前に相談の上、実施すること。

②原則として競争入札又は3社以上の見積もり合わせによって相手先を決定すること。

③補助対象外部分の工事等に関する発注、契約等が発生する場合は、原則として補助対象部分と補助対象外部分を分離して発注、契約等を行うこと。工事等の契約・支払いにおいても、補助対象部分の工事等と、補助対象外部分の工事等それぞれに係る費用が明確にわかるように処理すること。なお、補助対象外部分を含めた全体工事を一括で契約する方が合理的である等の理由により、一括契約で処理する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できる形態にすること。（補助対象経費に関する発注、契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがあります。）

- ④当該年度に実施された設計、設備購入、工事等については、当該年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算が完了すること。
- ⑤複数年度にわたる事業を一括で契約する場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

4. 7 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更または補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に協会又は協議会の承認を受ける必要があります（協会又は協議会の承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがあります。）。

補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、協会又は協議会の承認を受ける必要はありません。また、入札による補助事業に要する経費の減額は、事業計画が変更されるわけではないので、原則として協会又は協議会の承認を受ける必要はありません。なお、何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認められません。

複数年度事業の翌年度以降の事業計画を変更する場合は、あらかじめ事業開始前に協会又は協議会に報告し、協会又は協議会の指示に従ってください。

4. 8 補助事業の完了について

当該年度の補助事業は、下記①及び②をもって事業の完了とします。ただし、次年度へ継続する事業として交付決定を受けている事業の場合は①をもって当該年度の事業の完了とします。

- ①設置工事及び補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）の支出完了（精算を含む。）
- ②発電設備及び蓄電池及び送電線の試運転完了

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則金融機関の振込で行ってください。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は対象外となります。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかに協会又は協議会に連絡すること。

4. 9 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内又は平成27年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

協会又は協議会は、補助事業者から実績報告書を受領したときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地検査（以下「確定検査」という。）等により、その報告にかかる補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

なお、確定検査を行うにあたって補助事業者に用意していただく書類は、協会又は協議会が交付決定後に別途指示します。

自社又は関連会社からの調達がある場合は、利益相当分を排除していただきます。（【関連資料3】を参照のこと）

4. 10 補助金の支払いについて

補助事業者は、協会又は協議会の確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

ただし、必要があると認められる場合には、上記の方法によらないで、交付決定された補助金の一部について補助事業の期間中に概算払を受けることができます。

4. 11 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守についてはその実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要があります。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、経済産業大臣が別に定める期間（関連資料1参照）中に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめ協会又は協議会の承認を受ける必要があります。

従って、補助事業者において取得財産等を法定耐用年数期間内に上記の処分あるいは処分に該当する可能性のある手続を行う必要が生じた場合は、一切の手続（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に予め「財産処分承認申請書」を提出してください。（協会又は協議会の承認を受けずに取得財産等を処分した場合は、補助金の返還もしくは交付決定取消しとなる場合があります。）

4. 12 利用状況等の報告について

補助事業の適正な管理のため、補助事業により設置した再生可能エネルギー発電設備等の利用状況報告を最低4年間行っていただきます。報告内容は、「表5 提出データ一覧」のとおりです。

利用状況報告を提出していただけない場合、その事業者名を公表し、また状況確認のために現地調査を行うことがあります。

計画値と実績値の乖離が大きい場合には、その原因について調査・報告していただく場合があります。

①利用状況報告のデータ収集期間、提出時期

- ・利用状況報告のデータ収集期間は、原則として、設備完成後の補助金支払いが有った翌月からとし、報告は最低4年間（最低48カ月間）行っていただくこととしますが、個別の状況により延長等する場合があります。

1年目 ： 設備完成後の補助金支払いが有った翌月から3月末まで

2年目以降 ： 4月1日から3月末まで

- ・提出方法については、毎年5月頃に協会又は協議会から利用状況報告が必要な事業者に対して、前年度分の利用状況報告依頼を記録様式（EXCEL）と共に電子メール等で送付します。
- ・利用状況報告は月単位の集計データとなります。

- ・利用状況報告のための計測器の設置経費は補助対象とします。
- ・必要に応じて、その他のデータの提出をお願いする場合があります。

②提出データ一覧

表5 提出データ一覧

種 別	主な提出データ
太陽光発電	発電量、売電量、停止時間、設備利用率、発電単価、(日射量)、(気温)
風力発電	平均風速、発電量、売電量、停止時間、強制停止時間、設備利用率、発電単価
バイオマス 発電	バイオマス使用量、その他燃料等消費量、バイオマス発熱量、その他燃料等発熱量、 発電量、売電量、バイオマス依存率、発電効率、稼働時間、発電単価
水力発電	平均使用水量、発電量、売電量、停止時間、強制停止時間、設備利用率、発電単価
地熱発電	発電量、売電量、停止時間、強制停止時間、設備利用率、発電単価

(注) 括弧内は必要な計測装置を設置した場合のみ

4. 1 3 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、実施細則及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ・交付決定の取消及び補助金の返還及び加算金や延滞金の納付。
- ・適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ・協会又は協議会の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とする。
- ・補助事業者等の名称及び不正内容を公表する。

4. 1 4 アンケート調査について

補助事業者は、協会又は協議会が事業効果の把握の目的で行うアンケート調査に対し、ご回答頂くことがあります。ご留意下さい。

4. 1 5 個人情報の取り扱いについて

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、協会又は協議会が開催するセミナー、シンポジウム、制度改善のためのアンケート調査、公募説明会等のご連絡において、利用させて頂くことがあります。

5. 審査

5. 1 審査方法

協会又は協議会は、提出された事業内容等について、以下の審査項目に従って審査を行います（必要に応じてヒアリングを実施）。さらに、協会及び協議会に設置した外部有識者による審査委員会の審査結果を踏まえ採択者を決定します。

5. 2 審査項目

審査は「要件審査」及び「採点審査」を実施します。

- 「要件審査」において以下の項目を確認し、1つでも要件を満たさない場合は不採択となります。
 - ・ 補助事業の内容が実施細則、公募要領の要件を満たしていること
 - ・ 補助事業の全体計画が「表6 確実性・合理性に関する再生可能エネルギー種別毎の審査項目」に記載する要件を満たしていること
 - ・ 事業を行うにあたっての事前準備（申請者に起因しない土地造成、許認可等を含む）が事業計画の実施にあたって影響が無いようにしていること
 - ・ 事業を行うための事業基盤（直近2カ年の財務状況を勘案）を有していること
 - ・ 再生可能エネルギー発電設備等導入事業の実施によって、他の団体等に対する波及効果（汎用性）が見込まれること
 - ・ 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第1項に規定する補助金等をいう。）が含まれないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明出来るものを除く。）。
 - ・ 設備導入後に設備の運営管理が確実にできること。

- 「採点審査」は、要件審査の要件を満たした事業について、経済性、エネルギー効率、原油削減量等についての採点による審査を行います。採択の可否に当たり、優劣となる主な審査事項は以下のとおりです。
 - ・ 事業期間（短期：優、長期：劣）
 - ・ 建設単価（廉価：優、高価：劣）
 - ・ 出力等規模（一地点当たりの規模を含む。）（高：優、低：劣）

表 6 確実性・合理性に関する再生可能エネルギー種別毎の審査項目

審査項目	エネルギー種別		
	太陽光発電	風力発電 水力発電 地熱発電	バイオマス 発電
1. エネルギー賦存状況等	—	風況 流況 熱水、蒸気	原料調達計画
2. 供給先との調整	系統連系 事前照会	電力協議	電力協議
3. 環境に関する調査等	—	○	○
4. 地元調整	△	○	○
5. 用地確保	△	○	○
6. 許認可、法規制	○	○	○
7. 設備の保守計画	○	○	○
8. 補助対象範囲	○	○	○
9. 価格の妥当性	○	○	○
10. 資金計画	○	○	○
11. 費用対効果	○	○	○
12. 事業スケジュール	○	○	○

○ : 必ず評価する項目

△ : 設備条件等により必要に応じて評価する項目

— : 通常は評価対象としない項目

5. 3 採択しない事例

採択しない事例を、以下に示します。

- ・事業を実施する事業者となる企業等の実体がない場合、事業継続の確実性が見込めない場合（休眠会社、直近2期連続で債務超過となっている企業等を含む）。
- ・導入設備の性能が実証されていない場合（技術が開発段階、または実証試験中の場合等）
- ・事業に供する原料の確保（原料の入手先、量、価格調整等に関する一切）がされていない場合
- ・事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない、取得時期に関する見込みが示されていない又は取得するまでに長期間を要する場合
- ・設備導入のための資金が取得されていない、取得時期に関する見込み及び計画が示されていない又は取得するまでに長期間を要する場合など、妥当性が認められない場合
- ・事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合（例：基本設計がされていない、容量計算がされていない等）又は仕様書が特定の機器や企業に限定されている場合
- ・その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合

6. 提出書類

下記の資料をA4ファイルに綴じて、2部（正副各1部）提出して下さい。

(1) 補助金交付申請書 【様式第1】 いずれかを提出して下さい。

- ①太陽光発電【様式第1】
- ②風力発電、バイオマス発電、水力発電、地熱発電 . . .【様式第1】
 - ・補助事業に要する経費の配分【別紙1】
 - ・補助事業に要する経費の四半期別発生予定額【別紙2】

(2) 実施計画書 【様式第2】 いずれかを提出して下さい。

- ①太陽光発電【様式第2】
- ②風力発電【様式第2】
- ③バイオマス発電【様式第2】
- ④水力発電【様式第2】
- ⑤地熱発電【様式第2】

(3) 実施計画書の添付書類

- ・事業経費の配分【別紙3-1】、【別紙3-2】
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法【別紙4-1】、【別紙4-2】
- ・事業実施体制【別紙5】
- ・事業実施予定スケジュール【別紙6】
- ・省エネルギー・環境改善効果【別紙7】

(4) その他必要書類

- ・発電単価の算定について
- ・申請者の定款・登記簿（履歴事項全部証明書の原本）・直近2カ年分の財務諸表
- ・地形図、現地写真
- ・事業収支計算書、参考見積書等
- ・継続事業の新旧対照表
- ・確約書（※特定目的会社および有限責任事業組合からの申請の場合）

注1：審査に当たって、別途資料の提出をお願いすることがあります。

注2：提出書類の返却はいたしません。

注3：公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。

7. 補助金交付申請書類作成時の注意事項

【様式第1】再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業費補助金交付申請書	
<太陽光発電>	19
<風力発電、水力発電、バイオマス発電及び地熱発電>	21
(別紙1) 補助事業に要する経費の配分	23
(別紙2) 補助事業に要する経費の四半期別発生予定額	23
【様式第2】実施計画書	
<太陽光発電>	24
<風力発電>	29
<バイオマス発電>	35
<水力発電>	40
<地熱発電>	45
(別紙3-1) 事業経費の配分 (発電設備)	
<太陽光発電>	50
<風力発電>	51
<バイオマス発電>	52
<水力発電>	53
<地熱発電>	54
(別紙3-2) 事業経費の配分 (蓄電池及び送電線)	55
(別紙4-1) 補助事業に要する経費及びその調達方法	56
(別紙4-2) 資金の調達予定 (地方自治体のみ提出)	57
(別紙5) 設備導入事業 実施体制	58
(別紙6) 事業実施予定スケジュール	59
(別紙7) 省エネルギー・環境改善効果	60

様式第1（太陽光発電）

補助事業者の制定している
番号があれば記載する。

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人 太陽光発電協会 代表理事 殿
(JPEA復興センター御中)

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成26年度再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業費補助金交付申請書

再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業実施細則（太陽光発電に限る）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

2. 補助事業の目的

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 全体の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(注1) 事業開始日は、「交付決定日」と記載すること。

(注2) 当年度の事業完了日は、平成27年3月31日までの日付けを記載すること。

(注3) 全体の事業期間は複数年度事業の場合に記載すること。

(注4) 全体の事業完了日は平成27年12月31日までの日付けを記載すること。

4. 設備導入事業の内容

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施計画

(3) 補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費（8%消費税込）

② 補助対象経費

③ 補助金交付申請額

(注1) 上記各欄の金額は、別紙1の合計金額を記載すること。

(注2) 補助対象経費、補助金交付申請額に消費税分は含まないこと。

(注3) 継続申請で、平成25年9月以前に平成26年度年度分も契約した場合は、消費税は5%とする。

(4) 補助事業に要する経費の区分ごとの配分（別紙1）

(5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙2）

※一般社団法人太陽光発電協会の再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業費補助金は、経済産業省が定めた再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を原資として補助事業者に交付するものです。

様式第1（風力発電、水力発電、バイオマス発電及び地熱発電）

補助事業者の制定している
番号があれば記載する。

番 号
平成 年 月 日

一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会
代表理事 殿

住 所
申請者 名 称
代表者等名 印

平成26年度再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業費補助金交付申請書

再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業実施細則（風力発電、水力発電、バイオマス発電及び地熱発電に限る）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業

2. 補助事業の目的

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(1) 当年度の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 全体の事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(注1) 事業開始日は、「交付決定日」と記載すること。

(注2) 当年度の事業完了日は、平成27年3月31日までの日付けを記載すること。

(注3) 全体の事業期間は複数年度事業の場合に記載すること。

(注4) 全体の事業完了日は平成27年12月31日までの日付けを記載すること。

4. 設備導入事業の内容

(1) 補助事業の内容

(2) 補助事業の実施計画

(3) 補助金交付申請額

① 補助事業に要する経費（8%消費税込）

② 補助対象経費

③ 補助金交付申請額

(注1) 上記各欄の金額は、別紙1の合計金額を記載すること。

(注2) 補助対象経費、補助金交付申請額に消費税分は含まないこと。

(注3) 継続申請で、平成25年9月以前に平成26年度年度分も契約した場合は、消費税は5%とする。

(4) 補助事業に要する経費の区分ごとの配分（別紙1）

(5) 補助事業に要する経費の区分ごとの四半期別発生予定額（別紙2）

※一般社団法人新エネルギー導入促進協議会の再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業費補助金は、経済産業省が定めた再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を原資として補助事業者に交付するものです。

(別紙1)

補助事業に要する経費の配分

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金の額
発電設備			1/10 以内	
蓄電池 及び送電線			1/3 以内	
消 費 税 (8%)				
合 計	4. (3) ①	4. (3) ②		4. (3) ③

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

(注3) 上記各金額欄の内容は別紙3、別紙4と同一であること。

(注4) 継続申請で、平成25年9月以前に平成26年度分も契約した場合は、消費税は5%とする。

(別紙2)

補助事業に要する経費の四半期別発生予定額

(単位：円)

区 分	補助事業に要する経費				
	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計
発電設備					
蓄電池 及び送電線					
消 費 税 (8%)					
合 計					4. (3) ①

(注1) 当該年度事業に係る経費を記入すること。

(注2) 金額については円単位とし、端数は切り捨てること。

(注3) 第1四半期(4~6月)、第2四半期(7~9月)、第3四半期(10~12月)、
第4四半期(1~3月)

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とする。

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業 （注）様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : (注) 登記簿と同表記。
代表者の氏名(フリガナ) : (注) 役職名から記載する。
郵便番号 : 〒□□□-□□□□
住 所 :

担当者連絡先1 (注) 協会又は協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。
連名申請で申請者が複数の場合は、最初に記載されている申請者の「担当者
連絡先1」宛に送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□
住 所 :
氏 名(フリガナ) : ()
所属部署名 :
電子メールアドレス :
電話番号 :
ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□
住 所 :
氏 名(フリガナ) : ()
所属部署名 :
電子メールアドレス :
電話番号 :
ファックス番号 :

(注1) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。協会又は協議会からの連絡は「担当者連絡先1」に記載された連絡先に行います。

(注2) 担当者は申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止いたします。

(注3) 協会又は協議会からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡が見つからない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

- ・住所 : (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。
- ・最寄り駅 : (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。
(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと)
- ・設置場所、施設の名称 : (注) 建屋設置の場合は施設名、地上設置の場合は地目を記載すること。
- ・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。
- ・対象地点の土地所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・現地写真 : (注) 設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

- ・太陽電池出力 : k W (注) a と b のいずれか低い方の小数切捨。
 - a. 太陽電池モジュール公称最大出力合計 : k W
(内訳)
 - b. パワーコンディショナ定格出力合計 : k W
(内訳)
- ・機器構成図 (構成機器と容量等)
- ・単線結線図
- ・系統連系方式
- ・システム仕様、参考図面
(注) 利用状況の報告のための計測方法を記載又は添付すること。
- ・太陽電池モジュール配置図
- ・太陽電池モジュールの設置状況 (方位、傾斜角、日陰の有無) (注) 別紙ではなくここに明記。
(注) 補助対象範囲を色分け等により明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。

(3) 設備設置工事の概要

- ・土木建築工事 : (注) 設備設置にあたり、土木建築工事がある場合は内容を記載すること。
- ・機械装置等製作 : (注) 設備設置にあたり、機械装置等製作がある場合は内容を記載すること。
- ・電力会社との協議内容
(注) 電力購入に関する電力会社の文書 (照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録等、電力会社との協議が整っていることを確認できる資料を添付すること。
太陽電池出力 2 MW 以上の場合は、事前相談が終わっていること。

(4) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・ 想定発電電力量 ○○kWh/年 (毎月の想定発電量と合わせて記述)

月別想定発電量 (kWh/月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

合計 kWh/年

- ・ 設備利用率 ○○. ○%

(注) = {[年間推定発電量] / ([太陽電池出力] × [24時間] × [365日])} × 100%

太陽電池出力は、3.(2) 設備及びシステムの概要に記述した値。

- ・ 建設単価 ○○円/kW (注) = [補助対象経費(税抜)] / [太陽電池出力]

- ・ 発電単価 ○○. ○○円/kWh

(注) 算定方法については【関連資料2】

- ・ 売電単価 ○○. ○○円/kWh (税抜)

(注1) 算出根拠を明記し、必要により参考資料の資料を添付すること。

(注2) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

(5) 発生電力の利用場所及び用途等

- ・ 利用施設の電力消費量(月毎の消費量及び年間消費量)

月別想定消費量 (kWh/月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

合計 kWh/年

- ・ 利用施設の契約容量

- ・ 発生電力の用途

- ・ 売電の有無

- ・ 売電する場合は売電する電力量(月毎の売電量および年間売電量)

月別想定売電量 (kWh/月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

合計 kWh/年

(6) 実施計画

①当該年度事業実施内容

(例) 屋上スペースに太陽光発電設備 10kW を導入する。発電した電力は所内消費電力の一部として使用し、余剰が発生した場合は電力会社に売電する。

②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

③事業実施予定スケジュール (別紙6)

(7) 事業費

- ・事業経費の配分 (別紙3)
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費) (別紙4-1)
- ・資金の調達予定 (地方自治体のみ提出) (別紙4-2)

(注1) 複数年度にわたる事業の場合は、事業全体及び年度毎に作成すること。

(注2) 事業全体に要する経費について記載すること。

(8) 事業の実施体制 (別紙5)

(9) 取組について

①事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

②省エネルギー、環境改善効果 (別紙7)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(10) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

(注3) 許認可とは、たとえば 農地転用許可、林地開発許可、伐採許可など。

(注4) 権利関係とは、たとえば 土地取得、土地利用許可、建物使用許可など。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

(11) 再生可能エネルギー発電設備の導入に関する計画

①将来の再生可能エネルギー発電設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している再生可能エネルギー発電設備導入計画(再生可能エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW等))、年間省エネルギー量(原油換算k1))について記載すること。

②過去の再生可能エネルギー発電設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの再生可能エネルギー発電設備導入計画に基づいて過去に再生可能エネルギー発電設備導入の実績(再生可能エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

(12) 継続事業における昨年度との変更点

(注1) 継続事業において、昨年度の申請内容から変更がある場合は、変更前・変更後の内容及びその理由等について簡潔に記載すること。

(注2) 変更内容の大小にかかわらず全て記載すること。

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業 （注）様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : (注) 登記簿と同表記。

代表者の氏名(フリガナ) : (注) 役職名から記載する。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

担当者連絡先1 (注) 協会又は協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。

連名申請で申請者が複数の場合は、最初に記載されている申請者の「担当者連絡先1」宛に送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ()

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□

住 所 :

氏 名(フリガナ) : ()

所属部署名 :

電子メールアドレス :

電話番号 :

ファックス番号 :

(注1) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。協会又は協議会からの連絡は「担当者連絡先1」に記載された連絡先に行います。

(注2) 担当者は申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止いたします。

(注3) 協会又は協議会からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡が見つからない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

- ・住所 : (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。
- ・最寄り駅 : (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。
(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと)
- ・設置場所、施設の名称 : (注) 事業実施場所がある施設名。
- ・設置場所の対象面積と経緯度(度、分、秒)
(注) 複数基ある場合には各風車ごとに記載。経緯度は世界測地系を基準とすること。
- ・地目と区画指定状況(荒地、農地、県立公園等)
- ・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。
- ・施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・対象地点の土地所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・現地写真 : (注) 設置場所及びそこから見た全方位を撮影し添付すること。
- ・風況観測地点 : (注) 地図に位置を明記したものと風況観測状況写真を添付

(2) 風況条件(建設予定地における1年間の観測データに基づく)(風況観測データ添付)

- ・年平均風速 $\bigcirc.\bigcirc\text{m/s}$ @計測高さ $\bigcirc\text{m}$
- ・月平均風速(月平均の風速表)
- ・風力エネルギー密度($\bigcirc\bigcirc\bigcirc\text{W/m}^2$):年間、風向別
- ・風向出現率(風配図)(注)添付すること。
- ・風況曲線(注)添付すること。

(注1) 風況精査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び風況精査マニュアルに準じて実施すること。ただし風況観測の期間は、1年間以上であること。

(注2) 観測データの計測地点及び観測期間を明示すること。

(3) 環境アセスメント（環境影響評価、地元調整）

環境影響評価施行令の一部改訂（平成23年11月公布、平成24年10月施行）に伴い、風力発電事業における環境アセスメントは以下のように実施すること

	環境影響評価法の対象となる事業	環境影響評価法の対象ではない事業
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種事業（出力が1万kW以上） ・ 第二種事業（出力が7,500kW以上1万kW未満）で環境アセスメントの実施が必要とされた風力発電事業 ・ 上記以外の事業で環境アセスメントが必要とされた風力発電事業 	<p>左記以外の風力発電事業</p> <p>（注1）第二種事業で法に基づく環境アセスメントの対象とならない場合は通知書を添付のこと</p>
環境影響評価	<p>環境影響評価法に基づいた環境アセスメントを実施すること。</p> <p>（注1）環境影響評価法が適用される事業は原則法第53条第2項9号を事業開始までに提出のこと。なお、法第53条第2項9号の提出が事業開始までに行えない場合は、法第53条第2項5号を申請書に添付するとともに、法第53条第2項9号が提出までのスケジュールを添付のこと。</p> <p>（注2）環境影響評価法施行令改正の施行日前に電気事業法第48条第1項の届出を行った事業は、本届出を添付すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電波障害（現況測定結果、予測結果） ・ 騒音障害（現況測定結果、合成騒音レベル、予測結果） ・ 生態系（天然記念物等がある場合には、それに対する影響について） ・ 景観 ・ NEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアルまたは、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。 ・ 調査項目について、調査、予測、評価及び対策を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。 ・ 地元自治体主催にて開催される、当該事業への環境影響調査委員会等の意見書を提出すること。環境影響調査委員会が無い場合には、環境影響評価方法書、環境影響評価書案を関係地域への公告、縦覧を行い評価書案または縦覧結果を反映した環境影響評価書を提出すること。なお、環境影響評価書は事業開始までに提出のこと。

地元調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の市町村の首長の同意書を添付すること。 ・ 関係する地元住民への説明会を行い、議事録を作成し、参加者または代表者の確認署名を得て提出すること。尚、説明会での説明内容には、①風力発電の規模、②工事内容、③環境影響調査結果を含めること。 ・ 風車を建設する土地の地権者全員の同意書を入手し提出すること。国有林や自治体所有地等、土地利用許可を得るための手続きに時間を要する場合は、関係行政機関との調整状況が明らかになるように議事録を作成し提出すること。 ・ 市町村界付近に建設する場合は、市町村界にかかわらず地元住民に対して説明会等を実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の市町村の首長の同意書を添付すること。 ・ 関係する地元住民への説明会を行い、議事録を作成し、参加者または代表者の確認署名を得て提出すること。尚、説明会での説明内容には、①風力発電の規模、②工事内容、③環境影響調査結果を含めること。 ・ 風車を建設する土地の地権者全員の同意書を入手し提出すること。国有林や自治体所有地等、土地利用許可を得るための手続きに時間を要する場合は、関係行政機関との調整状況が明らかになるように議事録を作成し提出すること。 ・ 市町村界付近に建設する場合は、市町村界にかかわらず地元住民に対して説明会等を実施すること。
------	--	--

(4) 設備及びシステムの概要

- ・ 発電システムの出力〇〇kW (〇〇kW×〇基)
- ・ 発電システムの構成・特徴
- ・ 機器構成図 (構成機器と容量等)
- ・ 単線結線図
- ・ 系統連系方式
- ・ システム仕様、参考図面

(注1) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。

(注2) 風車本体の耐風強度、耐雷仕様を証明する資料の提出を求めるともあります。

(注3) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(5) 設備設置工事の概要

- ・ 建築工事
- ・ 土木工事 (用地整備、基礎、道路等)

(注) 道路については具体的な工事内容について記載すること。道路舗装については原則補助対象外。

- ・ 電気工事 (配電線、電気設備設置等)
- ・ 電力会社との協議内容

(注) 電力購入に関する電力会社の文書 (照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録 (電力会社の出席者の押印のあるもの) 等、電力会社との協議が整っていることが確認できる資料を添付すること。

(6) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・推定発電電力量 ○○MWh/年(○○MWh/年・基)

(注1) 毎月の推定発電電量と併せて記載

(注2) 算定は建設予定地における現地観測データ1年分に基づくこと。

- ・設備利用率 ○○. ○% (算定は建設予定地における現地観測データ1年分に基づく)
- ・建設単価 ○○円/kW
- ・発電単価 ○○. ○○円/kWh

※算定方法については【関連資料2】

- ・売電単価 ○○. ○○円/kWh (税抜)

(注1) 算出根拠を明記し、風況観測データ等の資料を添付すること。

(注2) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

(注3) 推定発電電力量について月毎の電力量も含めて必ず記載してください。

(7) 発生電力の利用場所及び用途等

- ・発生電力の利用場所の名称及び住所
- ・利用施設の電力消費量(月毎の消費量及び年間消費量)
- ・利用施設の契約容量
- ・発生電力の用途
- ・売電する場合は売電する電力量(月毎の売電量および年間売電量)

(注) 電力消費量および売電電力量について、月毎の電力量を含めて必ず記載してください。

(8) 実施計画

①当該年度事業実施内容

②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

③事業実施予定スケジュール(別紙6)

(9) 事業費

- ・事業経費の配分(別紙3)
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)(別紙4-1)
- ・資金の調達予定(地方自治体のみ提出)(別紙4-2)

(注1) 複数年度にわたる事業の場合は、事業全体及び年度毎に作成すること。

(注2) 事業全体に要する経費について記載すること。

(10) 事業の実施体制(別紙5)

(1 1) 取組について

①事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

②省エネルギー、環境改善効果(別紙7)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(1 2) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要がわかる資料を添付すること。

(1 3) 再生可能エネルギー発電設備の導入に関する計画

①将来の再生可能エネルギー発電設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している再生可能エネルギー発電設備導入計画(再生可能エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW等))、年間省エネルギー量(原油換算k1))について記載すること。

②過去の再生可能エネルギー発電設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの再生可能エネルギー発電設備導入計画に基づいて過去に再生可能エネルギー発電設備導入の実績(再生可能エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

(1 4) 継続事業における昨年度との変更点

(注1) 継続事業において、昨年度の申請内容から変更がある場合は、変更前・変更後の内容及びその理由等について簡潔に記載すること。

(注2) 変更内容の大小にかかわらず全て記載すること。

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業 （注）様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : (注) 登記簿と同表記。
代表者の氏名(フリガナ) : (注) 役職名から記載する。
郵便番号 : 〒□□□□-□□□□
住 所 :

担当者連絡先1 (注) 協会又は協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。
連名申請で申請者が複数の場合は、最初に記載されている申請者の「担当者
連絡先1」宛に送付します。

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□
住 所 :
氏 名(フリガナ) : ()
所属部署名 :
電子メールアドレス :
電話番号 :
ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□□-□□□□
住 所 :
氏 名(フリガナ) : ()
所属部署名 :
電子メールアドレス :
電話番号 :
ファックス番号 :

(注1) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。協会又は協議会からの連絡は「担当者連絡先1」に記載された連絡先に行います。

(注2) 担当者は申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止いたします。

(注3) 協会又は協議会からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡が見つからない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

- ・住所 : (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。
- ・最寄り駅 : (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。
(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと)
- ・設置場所、施設の名称 : (注) 事業実施場所がある施設名。
- ・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。
- ・設置場所(または施設)の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・現地写真 : (注) 設置予定場所及びその周辺写真を添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

- ・発電方式 (注) 「蒸気タービン」、「ガスエンジン」等の発電方式種別を記載
- ・発電出力 ○○kW (内訳: 発電装置所内消費動力○○kW、自家消費○○kW、売電○○kW)
- ・発電効率 ○○.○%及び計算根拠
- ・バイオマスの種類・使用量、補助燃料等の種類・使用量 (使用量は時間単位、日単位、年単位)
- ・バイオマス発熱量・補助燃料等発熱量 (単位重量ベース、低位発熱量)
(注1) 「低位発熱量」は、単位重量あたりの低位発熱量(ジュール表記)を記載すること。
(注2) 「低位発熱量」の根拠資料を添付すること。
- ・バイオマス依存率(発熱量ベース) ○○.○%
(注) 「バイオマス依存率」の計算根拠を添付すること。(1.11 特記事項参照)
- ・発電設備の年間稼働時間 ○○h
- ・設備概要
- ・システムフロー図(構成機器と容量等)
(注1) 補助対象となる機器類が明確に判別できるものを添付すること(例: フロー図に着色する等)
システムの容量計算書等も添付すること。
(注2) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。
- ・機器配置図
(注) 補助対象となる機器類が明確に判別できるものを添付すること(例: 図面に着色する等)。システムを構成する機器類がわかるものを添付すること。システムの基本設計図面も添付すること。
- ・予定機器リスト
(注) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施部分と補助対象がわかるようにすること。

(3) 設備設置工事の概要

- ・土木建築工事
- ・機械装置等製作
- ・電力会社との協議内容
(注) 電力会社との協議が整っているか確認できる資料を添付すること。

(4) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・年間発電量 ○○MWh/年

(内訳：発電装置所内消費動力○○MWh/年、自家消費○○MWh/年、売電○○MWh/年)

- ・月間発電量 ○○MWh/月

(内訳：発電装置所内消費動力○○MWh/月、自家消費○○MWh/月、売電○○MWh/月)

(注) 発電量は月毎の発電量を記載すること。また、算出根拠を示すこと。

- ・発電単価 ○○. ○○円/kWh

※算定方法については【関連資料2】

- ・売電単価 ○○. ○○円/kWh (税抜)

(注) 全体の発電量及びバイオマスから得られる発電量についてそれぞれ算定すること。

- ・電力負荷想定

(注) 電力利用先の施設で用いる全体の電力量とバイオマス発電設備から供給される電力量について比較し記載すること。

(注1) 本事業に係るバイオマス燃料の入手先・入手方法についての説明及びバイオマス燃料の売買契約書等の写しや見通しを資料として添付すること。

(注2) 本事業に係るバイオマスの原料調達の見通しが、設備稼働後最低15年間あることが判る資料(入手先・入手方法及びその条件等)を添付すること。

(注3) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

(5) 発生電力の利用場所及び用途等

- ・利用施設の電力消費量(月毎の消費量及び年間消費量)

- ・利用施設の契約容量

- ・発生電力の用途

- ・売電する場合は売電する電力量(月毎の売電量および年間売電量)

(注) 電力消費量および売電電力量について、月毎の電力量を含めて必ず記載してください。

- ・需要先概要

需要先一覧及び電気供給量の割合

(注) 他者への供給がある場合は、需要先との電気供給の確認状況及びその条件等の資料を添付すること。

(6) 実施計画

- ①当該年度事業実施内容

- ②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

- ③事業実施予定スケジュール(別紙6)

(7) 事業費

- ・事業経費の配分（別紙3）
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法（事業全体に要する経費）（別紙4-1）
- ・資金の調達予定（地方自治体のみ提出）（別紙4-2）

（注1）複数年度にわたる事業の場合は、事業全体及び年度毎に作成すること。

（注2）事業全体に要する経費について記載すること。

(8) 事業の実施体制（別紙5）

(9) 取組について

①事業の波及性、効果性

（注1）事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

（注2）事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

②省エネルギー、環境改善効果（別紙7）

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(10) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

(注2) バイオマス発電に伴う排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値(規制値を規定している法令名、条例名等を記載のこと)への設備の対応計画を記載すること。

(注3) 事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容全てについて記載すること(手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと)。

(注4) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注1) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要がわかる資料を添付すること。

(注2) 運用上、灰が出る場合は灰処理の方法を記載すること。(例:産業廃棄物として処理)

(11) 再生可能エネルギー発電設備の導入に関する計画

①将来の再生可能エネルギー発電設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している再生可能エネルギー発電設備導入計画(再生可能エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW等))、年間省エネルギー量(原油換算kl))について記載すること。

②過去の再生可能エネルギー発電設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの再生可能エネルギー発電設備導入計画に基づいて過去に再生可能エネルギー発電設備導入の実績(再生可能エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

(12) 継続事業における昨年度との変更点

(注1) 継続事業において、昨年度の申請内容から変更がある場合は、変更前・変更後の内容及びその理由等について簡潔に記載すること。

(注2) 変更内容の大小にかかわらず全て記載すること。

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業 （注）様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : (注) 登記簿と同表記。
代表者の氏名(フリガナ) : (注) 役職名から記載する。
郵便番号 : 〒□□□-□□□□
住 所 :

担当者連絡先1 (注) 協会又は協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。
連名申請で申請者が複数の場合は、最初に記載されている申請者の「担当者
連絡先1」宛に送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□
住 所 :
氏 名(フリガナ) : ()
所属部署名 :
電子メールアドレス :
電話番号 :
ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□
住 所 :
氏 名(フリガナ) : ()
所属部署名 :
電子メールアドレス :
電話番号 :
ファックス番号 :

(注1) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。協会又は協議会からの連絡は「担当者連絡先1」に記載された連絡先に行います。

(注2) 担当者は申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止いたします。

(注3) 協会又は協議会からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡が見つからない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

- ・住所 : (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。
- ・最寄り駅 : (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。
(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと)
- ・設置場所、施設の名称 : (注) 事業実施場所がある施設名。
- ・地形図 : (注) 1/25,000の等高線入り地図等で作成
- ・設置場所(または施設)施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付する。
- ・地目と区画指定状況 : (注) 荒地、農地、県立公園等
- ・現地写真 : (注) 設置場所及びその周辺写真を添付すること。

(2) 流況

- ・水系河川名 ○級河川 ○○水系 ○○川、(河川管理者：国土交通大臣、都道府県知事等)
- ・流況曲線
- ・流量観測期間 (注) 原則10年間とする。
- ・豊水量 (m³/s)
- ・平水量 (m³/s)
- ・低水量 (m³/s)
- ・渇水量 (m³/s)
- ・最小水量 (m³/s)

(3) 設備及びシステムの概要

- ・水系及び使用河川名(水系名、取水河川名、放水河川名)
- ・ダム及び水力発電所施設名(ダム名、水力発電所名)
- ・ダム、取水口位置
- ・発電方式(ダム式、ダム水路式、水路式)
- ・使用水量(最大、常時、常尖)
- ・総落差(取水位、放水位、総落差)
- ・有効落差(最大、常時、常尖)
- ・出力(最大、常時、常尖)
- ・取水設備(取水口の型式)
- ・導水路(形式、亘長、内径)
- ・放水路(形式、亘長、内径)
- ・水圧管路(条数、長さ、内径)
- ・水車(種類、容量、台数)
- ・発電機(種類、容量、台数)
- ・変圧器(容量、台数)
- ・発電システムの特徴(設計根拠等も含め記載)

- ・機器構成図（構成機器と容量等）
- ・単線結線図
- ・系統連系方式
- ・システム仕様、参考図面

（注1）補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。

（注2）有効落差、出力の算定及び水車の種類の選定については、その根拠資料を添付すること。

（注3）利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

（4）設備設置工事の概要

- ・建築工事
- ・土木工事（用地整備、基礎、道路等）
- ・電気工事（配電線、電気設備設置等）
- ・電力会社との協議内容

（注）道路については具体的な工事内容について記載すること。道路舗装については原則補助対象外。

（注）電力購入に関する電力会社の文書（照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等）、協議に関する議事録（電力会社の出席者の押印のあるもの）等、電力会社との協議が整っていることが確認できる資料を添付すること。

（5）年間エネルギー発生量と経済性

- ・推定発電電力量 ○○MWh／年（○○MWh／年・基）
- ・月毎の推定発電電力量 ○○MWh／月（○○MWh／月）

（注） 毎月の推定発電電力量を記載すること。

- ・設備利用率 ○○. ○%

（注） $\text{設備利用率} = \{ \text{年間推定発電電力量} / ([\text{最大出力}] \times [24 \text{ 時間}] \times [365 \text{ 日}]) \} \times 100$

- ・建設単価 ○○円／kW （注） $\text{建設単価} = [\text{補助対象経費（税抜）}] / [\text{最大出力}]$
- ・発電単価 ○○. ○○円／kWh

※算定方法については【関連資料2】

- ・売電単価 ○○. ○○円／kWh （税抜）

（注1）算出根拠資料を添付すること。

（注2）当該事業に係る収支見通し（メリット）を試算したものを添付すること。

（6）発生電力の利用場所及び用途等

- ・利用施設の電力消費量（月毎の消費量及び年間消費量）
- ・利用施設の契約容量
- ・発生電力の用途
- ・売電する場合は売電する電力量（月毎の売電量および年間売電量）

（注）電力消費量および売電電力量について、月毎の電力量を含めて必ず記載してください。

(7) 実施計画

- ①当該年度事業実施内容
- ②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

- ③事業実施予定スケジュール (別紙6)

(8) 事業費

- ・事業経費の配分 (別紙3)
- ・補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費) (別紙4-1)
- ・資金の調達予定 (地方自治体のみ提出) (別紙4-2)

(注1) 複数年度にわたる事業の場合は、事業全体及び年度毎に作成すること。

(注2) 事業全体に要する経費について記載すること。

(9) 事業の実施体制 (別紙5)

(10) 取組について

- ①事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

- ②省エネルギー、環境改善効果 (別紙7)

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

(1 1) 事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

(注) 当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

(注1) 事業実施に当たって許認可(届出)、権利使用(又は取得等)の必要なものについては、その取得についての進捗状況、許認可取得見通し等を記載すること。

(注2) その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③設備の保守計画

(注) 設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

④環境影響調査

- ・騒音障害(現況測定結果、合成騒音レベル、予測結果)
- ・生態系(天然記念物等がある場合には、それに対する影響について)
- ・景観
- ・地元調整

(注) 各項目について、調査、予測、評価及び対策を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。また、環境影響調査報告書及び協議結果(承諾書、住民説明会の議事録等)を提出すること。

(1 2) 再生可能エネルギー発電設備の導入に関する計画

①将来の再生可能エネルギー発電設備導入計画について

(注) 今回の申請も含めて、予定している再生可能エネルギー発電設備導入計画(再生可能エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量(設備容量(kW等))、年間省エネルギー量(原油換算k1))について記載すること。

②過去の再生可能エネルギー発電設備導入実績について

(注1) 既に策定済みの再生可能エネルギー発電設備導入計画に基づいて過去に再生可能エネルギー発電設備導入の実績(再生可能エネルギー等の種別、年度、導入量等)がある場合は記載すること。

(注2) 記載内容について根拠となる資料(計画書・ビジョン等)がある場合は添付すること。

(1 3) 継続事業における昨年度との変更点

(注1) 継続事業において、昨年度の申請内容から変更がある場合は、変更前・変更後の内容及びその理由等について簡潔に記載すること。

(注2) 変更内容の大小にかかわらず全て記載すること。

実施計画書

1. 補助事業の名称

○○○○○○○○事業 （注）様式第1の補助事業の名称と同じ。

2. 事業実施者

申請者名称(フリガナ) : (注) 登記簿と同表記。
代表者の氏名(フリガナ) : (注) 役職名から記載する。
郵便番号 : 〒□□□-□□□□
住 所 :

担当者連絡先1 (注) 協会又は協議会からの通知等は「担当者連絡先1」宛に送付します。
連名申請で申請者が複数の場合は、最初に記載されている申請者の「担当者
連絡先1」宛に送付します。

郵便番号 : 〒□□□-□□□□
住 所 :
氏 名(フリガナ) : ()
所属部署名 :
電子メールアドレス :
電話番号 :
ファックス番号 :

担当者連絡先2

郵便番号 : 〒□□□-□□□□
住 所 :
氏 名(フリガナ) : ()
所属部署名 :
電子メールアドレス :
電話番号 :
ファックス番号 :

(注1) 申請内容を熟知した担当者を、必ず2名以上記載してください。協会又は協議会からの連絡は「担当者連絡先1」に記載された連絡先に行います。

(注2) 担当者は申請者（団体等）に所属する方を記載してください。担当者の代理・代行等は禁止いたします。

(注3) 協会又は協議会からの通常の連絡は主に電子メールを使用します。担当者に連絡が見つからない場合や、担当者が申請内容を十分理解されていない場合は、交付決定を取り消すことがあります。

3. 設備導入事業

(1) 事業の実施場所

- ・住所 : (注) 事業実施者の会社所在地ではなく、事業を行う場所。
- ・最寄り駅 : (注) 最寄り駅、バス停、車や徒歩等での所要時間を記載すること。
(公共交通機関利用が不便な場合、その旨記載のこと)
- ・設置場所、施設の名称 : (注) 事業実施場所がある施設名。
- ・地目と区画指定状況 (荒地、農地、県立公園等)
- ・位置図 : (注) 1/25,000の地形図等を添付し、位置を明記すること。
- ・設置場所 (または施設) 施設の所有者 : (注) 自己所有でないときは利用許可書等添付すること。
- ・現地写真 : (注) 設置場所及びその周辺写真を添付すること。

(2) 設備及びシステムの概要

- ・発電システムの特徴
 - ・地熱発電所施設名
 - ・出力 (最大、常時)
 - ・発電機 (種類、容量、台数)
 - ・変圧器 (容量、台数)
 - ・発電システムの特徴
 - ・機器構成図 (構成機器と容量等)
 - ・単線結線図
 - ・系統連系方式
 - ・システム仕様、参考図面
- (注1) 補助対象範囲を明示するとともに、複数年度にわたる事業の場合は、年度毎の実施部分がわかるようにすること。
- (注2) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(3) 設備設置工事の概要

- ・坑井掘削工事
 - ・蒸気配管等敷設工事
 - ・電気機械装置据付工事 (発電機等設置工事、熱水供給施設等設置工事)
 - ・電力会社との協議内容
- (注) 電力購入に関する電力会社の文書 (照会に対する回答文、電力工事負担金工事費、工事期間等)、協議に関する議事録 (電力会社の出席者の押印のあるもの) 等、電力会社との協議が整っていることが確認できる資料を添付すること。

(4) 年間エネルギー発生量と経済性

- ・推定発電電力量 ○○kWh/年
- ・月毎の推定発電電力量 ○○MWh/月 (○○MWh/月)

(注) 毎月の推定発電電力量を記載すること。

・設備利用率 〇〇. 〇%

= [年間推定発電量] / ([最大出力] × [24時間] × [365日]) × 100

・建設単価 〇〇円/kW

・発電単価 〇〇. 〇〇円/kWh

※算定方法については【関連資料2】

・売電単価 〇〇. 〇〇円/kWh (税抜)

(注1) 算出根拠を明記し、必要により自然条件等の資料を添付すること。

(注2) 当該事業に係る収支見通し(メリット)を試算したものを添付すること。

(注3) 利用状況の報告のための計測方法を添付すること。

(5) 発生電力の利用場所及び用途等

・利用施設の電力消費量(月毎の消費量及び年間消費量)

・利用施設の契約容量

・発生電力の用途

・売電する場合は売電する電力量(月毎の売電量および年間売電量)

(注) 電力消費量および売電電力量について、月毎の電力量を含めて必ず記載してください。

(6) 実施計画

①当該年度事業実施内容

②年度別事業実施内容

(注) 複数年度にわたる事業の場合は、年度毎に実施内容を記載すること。

③事業実施予定スケジュール(別紙6)

(7) 事業費

・事業経費の配分(別紙3)

・補助事業に要する経費及びその調達方法(事業全体に要する経費)(別紙4-1)

・資金の調達予定(地方自治体のみ提出)(別紙4-2)

(注1) 複数年度にわたる事業の場合は、事業全体及び年度毎に作成すること。

(注2) 事業全体に要する経費について記載すること。

(8) 事業の実施体制(別紙5)

(9) 取組について

①事業の波及性、効果性

(注1) 事業の内容が地域並びに他の団体等に与える影響を記載すること。

(注2) 事業の波及性、効果性を高めるための補助対象事業者の活動実績並びに事業の内容が地域並びに他の団体等に実際にどのような影響を及ぼしたか等については、事業完了後のしかるべき時

期に報告を求めることとなりますのでご注意ください。

②省エネルギー、環境改善効果（別紙7）

※「省エネルギー、環境改善効果」により、省エネルギー効果等を算出し、算定根拠も提出すること。

（10）事業実施に関連する事項

①他の補助金との関係

（注）当該事業と直接的あるいは間接的に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定がある場合は、その補助金等の内容を記載すること。

②許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項及び実施上問題となる事項

（注1）事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得等）の必要なものについては、その取得についての状況、見通し等を記載すること。

（注2）その他、実施上問題となる事項があればその内容と解決の見通しを記載すること。

③周辺環境への影響

（注）地熱発電に伴う周辺への排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値（規制値を規定している法令名、条例名等を記載のこと。）に対する環境負荷を対比した資料を添付のこと。

④地元住民への説明等

（注）事業実施にあたり、地元住民等への説明の手続きが必要な場合は、その必要となる手続きの内容全てについて記載すること。（手続きの進捗状況、手続きの計画が把握できる資料も添付のこと。）

⑤設備の保守計画

（注）設備の保守に関する実施内容、体制、その他計画の概要を記載すること。

（11）再生可能エネルギー発電設備の導入に関する計画

①将来の再生可能エネルギー発電設備導入計画について

（注）今回の申請も含めて、予定している再生可能エネルギー発電設備導入計画（再生可能エネルギー等の種別、年度、計画達成期限、導入量（設備容量（kW等））、年間省エネルギー量（原油換算kl））について記載すること。

②過去の再生可能エネルギー発電設備導入実績について

（注1）既に策定済みの再生可能エネルギー発電設備導入計画に基づいて過去に再生可能エネルギー発電設備導入の実績（再生可能エネルギー等の種別、年度、導入量等）がある場合は記載すること。

（注2）記載内容について根拠となる資料（計画書・ビジョン等）がある場合は添付すること。

（12）継続事業における昨年度との変更点

（注1）継続事業において、昨年度の申請内容から変更がある場合は、変更前・変更後の内容及びその理由等について簡潔に記載すること。

（注2）変更内容の大小にかかわらず全て記載すること。

様式第2 (別紙3-1) (太陽光発電)

事業経費の配分 (発電設備)

<全体> 又は <平成〇年度> ※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額		補助対象経費の1/10	太陽電池出力 ×8万円	補助金の交付申請 予定額	備考
	金額	説明	金額	説明				
設計費 (小計)		実施設計		実施設計				
設備費 (小計)		太陽電池本体 パワコン 架台 キュービクル システム保護装置		太陽電池本体 パワコン 架台 キュービクル システム保護装置				※発注予定先 (製作・施行者 等)がある場合 やその他参考 となる事項に ついて記載の こと。
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整				※工事請負会 社に支払う一 般管理費等は 工事費の費目 に入れること。
諸経費 (小計)				同上				
合計					①	②	①と②の小さい方	
消費税								
総計								

※補助対象経費の額及び補助金の交付申請予定額には消費税を入れることはできません。

(注1) 金額の算定根拠 (見積書、定価表、カタログ等) を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

(注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2 (別紙3-1) (風力発電)

事業経費の配分 (発電設備)

<全体> 又は <平成〇年度> ※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額		補助対象経費の1/10	出力 (kW) ×4万円	補助金の交付申請 予定額	備考
	金額	説明	金額	積算内訳				
設計費 (小計)		実施設計		実施設計				
設備費 (小計)		風力発電機 風車本体 タワー 変電設備 監視記録装置 障害燈		設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。				※ 発注予定先 (製作・施行者等)がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。
工事費 (小計)		造成工事 基礎工事 据付工事 電気工事 附帯工事 試運転調整		同上				※ 工事請負会社に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。
諸経費 (小計)								
合計					①	②	①と②の小さい方	
消費税 総計								

※補助対象経費の額及び補助金の交付申請予定額には消費税を入れることはできません。

(注1) 金額の算定根拠 (見積書、定価表、カタログ等) を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

(注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2 (別紙3-1) (バイオマス発電)

事業経費の配分 (発電設備)

<全体> 又は <平成〇年度> ※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額		積算内訳	補助率	補助金の交付申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明				
設計費 (小計)		実施設計		実施設計				
設備費 (小計)		バイオマス受入供給設備 ボイラ (燃焼室含) タービン・発電機 排ガス処理設備 排水処理設備 電気・計装設備 所内配送変電設備		バイオマス受入供給設備 ボイラ (燃焼室含) タービン・発電機 排ガス処理設備 排水処理設備 電気・計装設備 所内配送変電設備	設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様等についてそれぞれ記載のこと。	1/10 以内		※発注予定先 (製作・施工者等) がある場合やその他の参考となる事項について記載のこと。 ※工事請負会社等に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れないこと。
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 計装工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 計装工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	同上			
諸経費 (小計)								
合計								
消費税								
総計								

※補助対象経費の額及び補助金の交付申請予定額には消費税を入れることはできません。

(注1) 金額の算定根拠 (見積書、定価表、カタログ等) を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

(注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2 (別紙3-1) (水力発電)

事業経費の配分 (発電設備)

<全体> 又は <平成〇年度> ※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額		補助率	補助金の交付申請予定額	備考
	金額	説明	金額	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計					
設備費 (小計)		水車発電機 水車 発電機 制御盤 変電設備 記録装置		設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。			※発注予定先(製作・施工者等)がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。
工事費 (小計)		造成工事 基礎工事 据付工事 電気工事 附帯工事 試運転調整		同上	1/10 以内		※工事請負会社等に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。
諸経費 (小計)							
合計							
消費税							
総計							

※補助対象経費の額及び補助金の交付申請予定額には消費税を入れることはできません。

- (注1) 金額の算定根拠(見積書、定価表、カタログ等)を添付すること。
- (注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。
- (注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2 (別紙3-1) (地熱発電)

事業経費の配分 (発電設備)

<全体> 又は<平成〇年度> ※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額		補助率	補助金の交付申請予定額	備考
	金額	説明	金額	説明			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計			
設備費 (小計)		地熱発電本体 制御盤 変電設備		地熱発電本体 制御盤 変電設備			※発注予定先(製作・施行者等)がある場合やその他参考となる事項について記載のこと。
工事費 (小計)		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整		基礎工事 据付工事 電気工事 配管工事 附帯工事 試運転調整	1/10以内		※工事請負会社を支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。
諸経費 (小計)				同上			
合計							
消費税							
総計							

※補助対象経費の額及び補助金の交付申請予定額には消費税を入れることはできません。

(注1) 金額の算定根拠(見積書、定価表、カタログ等)を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

(注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2 (別紙3-2)

事業経費の配分 (蓄電池及び送電線)

<全体>又は<平成〇年度>※ 全体事業分、各年度分をそれぞれ作成すること。

(単位：円)

費目	事業に要する経費		補助対象経費の額		補助率	補助金の交付申請予定額	備考
	金額	説明	金額	積算内訳			
設計費 (小計)		実施設計		実施設計			
設備費 (小計)		蓄電池 送電線		設備能力、形式、面積、長さ、容量等の基本仕様についてそれぞれ記載のこと。	1/3 以内		※発注予定先(製作・施行者等)がある場合やその他の参考となる事項について記載のこと。
工事費 (小計)		造成工事 基礎工事 据付工事 電気工事 附帯工事 試運転調整		同上			※工事請負会社等に支払う一般管理費等は工事費の費目に入れること。
諸経費 (小計)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用)		電力工事負担金 (電力会社に支払う費用) 同上			
合計							
消費税							
総計							※補助対象経費の額及び補助金の交付申請予定額には消費税を入れることはできません。

(注1) 金額の算定根拠(見積書、定価表、カタログ等)を添付すること。

(注2) 金額は契約単位で記入し、説明・積算内訳欄は記載例を参考に記入すること。

(注3) 補助金交付申請額は費目小計毎に補助率で計算した結果の合計とすること。

様式第2 (別紙4-1)

補助事業に要する経費及びその調達方法 (事業全体に要する経費)

平成24、25年度分は継続の事業者のみ記載してください。

総事業費	補助対象経費	補助金			自己資金	金融機関借入金			その他 (グリーン電力基金、寄付等)	合計	備考
		協会/協議会補助金	その他補助金 (県補助金等)	小計		(銀行名)	(銀行名)	小計			
平成24年度											
平成25年度											
平成26年度											
平成27年度											
合計											

(単位:円)

【事業に要する経費に対する資金調達方法 (平成〇〇年度)】 (非営利団体のみ)

(単位:円)

団体の負担金額	資金調達先	金額	備考
当該地域活動のための会員からの特別寄付金 団体の財産 (団体内に設立した基金など) 団体構成員の会費	—		
	—		
	—		
団体に対する賛助寄付金	地方自治体		
	企業等		
銀行、公庫などからの借入金 (申請団体が返済義務を負うもの)			
事業による収入	当該事業への賛助寄付金		
	参加費等による収入		
合計 (事業に要する経費)	—		
<参考> 協会/協議会以外からの補助金	—		

資金の調達予定

※地方公共団体の方のみ提出してください。

(単位：千円)

	総事業費	補助金交付申請 予定額	地方負担分内訳				予算措置 の状況	その他 負担額	予算措置 の状況
			県負担額	市町村 負担額	予算措置 状況				
					予算措置 の状況	予算措置 状況			
平成24年度									
平成25年度									
平成26年度									
平成27年度									
合計									

(注) 1. 予算措置の状況欄には、借入、起債、自己資金等の資金調達方法及びその見通しについて記載のこと。
 2. 県又は市町村の負担額(助成額)がある場合には、その制度・内容がわかる資料を添付のこと。

事業実施体制

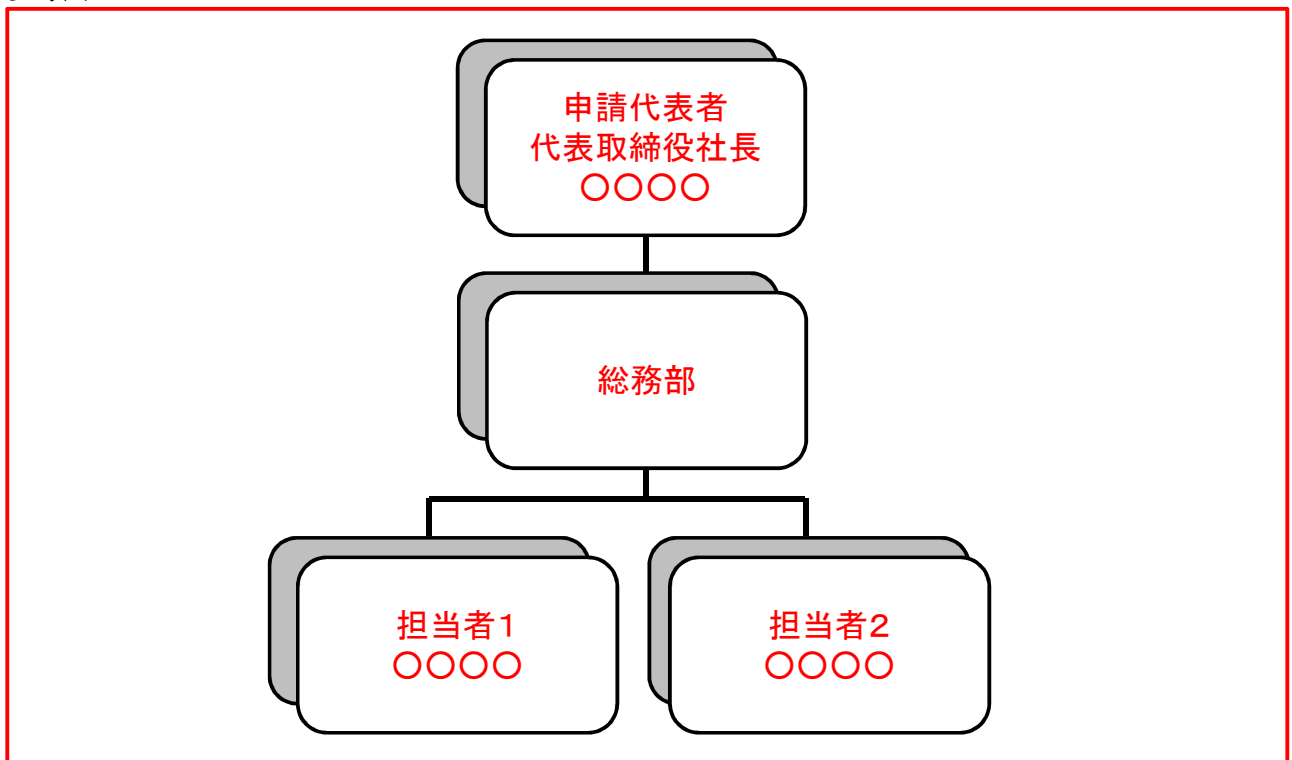
1. 補助事業名

○○○○○事業

2. 事業実施社内体制

申請者の組織図を基に、申請代表者、担当者1、担当者2の所属部署が記載された、申請事業の実施体制を簡潔に記載、あるいは添付を願います。

参考図



3. 請負会社選定方法

(注) 競争入札または3社以上の見積もり合わせによって相手先を決定すること。

事業実施予定スケジュール

<平成26年度>

項目	平成26年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
電力協議	■											
実施設計					■							
設備購入								■				
支払											■	
地盤改良・造成 建物本体建設工事 許認可・権利関係	■	■										

(注1) 平成26年度のスケジュールを記載すること。

(注2) 事業が複数年度にわたる場合は下記の表も作成すること。

(注3) 補助対象外で事業に関係する工事（建屋工事等）がある場合は、その工程も記載すること。

<全体>

項目	平成24年度 実績	平成25年度 実績	平成26年度	平成27年度
電力協議			■	
実施設計			■	
設備購入			■	
支払				■
基礎工事				■
据付工事				■
支払				■
地盤改良・造成 建屋本体建設工事 許認可・権利関係		■		■

省エネルギー・環境改善効果

		年間エネルギー消費量		備考
		[固有値] (MWh, kL, t 等)	[原油換算値] (kL)	
従来方式	商用電力			
再生可能 エネルギー 方式	燃料			
	商用電力			
	計	—		
削減効果	削減量	—		
	削減率	—	%	

（注1）各再生可能エネルギー種別の算定方法は次頁を参照のこと。

（注2）算出根拠等も必ず提出すること。

（注3）燃料については、名称、使用量の単位を明記すること。また、行数が不足する場合は、適宜追加して作成すること。

（注4）原油換算値の算出にあたっては、下記の原油換算係数を用いて算出すること。下記の原油換算係数以外から算出する場合は、燃料の発熱量等根拠資料を添付すること。

（注5）商用電力については、夜間電力と昼間電力とを明確に区分して把握できる場合は、それぞれに区分して原油換算値を記載してもよい。

【原油換算係数】灯油：0.95kL/kL、A重油：1.01kL/kL、LPG：1.30kL/t、一般炭：0.69kL/t、商用電力：0.254kL/MWh、都市ガス：0.0258kL/GJ、軽油：0.99kL/kL、C重油：1.08kL/kL、LNG：1.41kL/t

「省エネルギー・環境改善効果」年間エネルギー消費量（固有値）の算定方法

1. 太陽光発電

（1）従来方式

発電設備の出力と稼働率等をもとに年間発電量を算出し、それを従来方式での商用電力の量（買電量）として記入する。

（2）再生可能エネルギー方式

燃料消費量・商用電力の量（買電量）ともゼロとする。

2. 風力発電、水力発電、地熱発電

（1）従来方式

発電設備の出力と稼働率等をもとに年間発電量を算出し、それを従来方式での商用電力の量（買電量）として記入する。

（2）再生可能エネルギー方式

発電設備の起動時や補機類等の年間消費電力量を商用電力の量（買電量）として記入し、燃料消費量はゼロとする。

3. バイオマス発電

（1）従来方式

バイオマスから得られ利用される年間発熱量及び発電効率をもとに年間発電量を算出し、それを従来方式での商用電力の量（買電量）として記入する。

（2）再生可能エネルギー方式

発電設備の運転に必要な補助燃料の種類、量及び商用電力の量（買電量）を記入する。

8. 関連資料

【関連資料 1】 財産処分制限期間について

【関連資料 2】 発電単価の算定方法について

【関連資料 3】 補助事業における利益等排除について

【関連資料 4】 再生可能エネルギーの導入に関する関係法令の一例

【関連資料 5】 提出書類の作成イメージ

【関係資料1】

財産処分制限期間について

補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について当協会又は協議会の承認を受けなければなりません。

財産処分制限期間 一覧

太陽光発電 (建物附属設備である場合)	17年 15年
風力発電	17年
バイオマス発電	15年
水力発電	20年
地熱発電	15年

【関係資料2】

発電単価の算定方法について

発電単価の計算は、次式により行ってください。

算定にあたっては、ホームページに掲載する計算フォーム（EXCELファイル）を使用し、当該フォームの電子データ（CD）を申請書とともに提出してください。

$$\text{発電単価} = \frac{\text{設置コスト} \times \text{年経費率} + \text{年間燃料費} + \text{年間運転経費}}{\text{年間発電電力量}}$$

<各項目の数値の考え方>

設置コスト : 補助対象経費

年経費率 : 次式により算定する。

$$\text{年経費率} = r / (1 - (1 + r)^{-n}) \quad r : \text{利子率} \quad n : \text{運転年数}$$

利子率は4%、運転年数は参考資料1の財産処分制限期間表で指定する数値

年間燃料費 : 燃料費、補助燃料費、補機電力費、原料費、水道費等

年間運転経費 : 固定資産税、保険料、メンテ費（定期点検費、運転員人件費、委託費等）

【関係資料3】

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象費用の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の 1）～3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。補助事業者が特定目的会社（SPC）の場合も以下に準じます。

- 1) 補助事業者自身
- 2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- 3) 補助事業者の関係会社（上記2）を除く）

2. 利益等排除の方法

1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

3) 補助事業者の関係会社（上記 2）を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

【関係資料4】

再生可能エネルギー等の導入に関する関係法令の一例

		太陽光発電	風力発電	バイオマス 発電	水力発電	地熱発電
土地利用の規制関連	都市計画法	○	○	◎	○	○
	都市再開発法			○		
	土地区画整理法			○		
	農地法	○	○	○	○	○
	農業振興地域の整備に関する法律	○	○		○	○
	工場立地法		◎	◎		
	道路法		▲	▲	▲	
	道路交通法		▲	▲	▲	▲
	共同溝の整備等に関する特別措置法					
	海岸法		○	○		
	港湾法		○	○		
	環境保全の関連	自然公園法		◎		◎
森林法		○	○		○	○
砂防法			○	○	○	○
地すべり等防止法			○		○	○
都市緑地保全法				○		
文化財保護法		○	○		○	○
鳥獣保護及び狩猟に関する法律			○	○	○	○
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律			○		○	○
温泉法						◎
公害防止の関連	大気汚染防止法			◎		◎
	騒音規制法		◎	◎	◎	◎
	振動規制法		◎	◎	◎	◎
	悪臭防止法			◎		◎
	水質汚濁防止法			◎	◎	◎
	下水道法			○		○
	河川法	○		○	◎	○
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			◎		
設備の設置・保安関連	エネルギーの使用の合理化に関する法律					
	電気事業法	▲	▲	▲	▲	▲
	熱供給事業法			○		
	建築基準法	▲	▲	▲	▲	▲
	建築物における衛生的環境の確保法					
	消防法	▲	▲	▲	▲	▲
	高圧ガス保安法			▲		▲
	航空法		○	▲		
	電波法		○	▲		
	労働安全衛生法		▲	▲	▲	▲

(注1) 交付申請の時点で、◎は原則手続き、又は自主の確認・評価を終えているもの。○は事前説明・内諾を終えているもの。▲は交付決定後に手続きを行うもの。

(注2) ここに掲げた関係法令は、あくまで参考として例を掲げたものであり、最終的な確認・判断は、申請者の責任において該当法令を所感する関係機関等に照会の上、行ってください。

[行政手続等に係る一覧表の作成例]

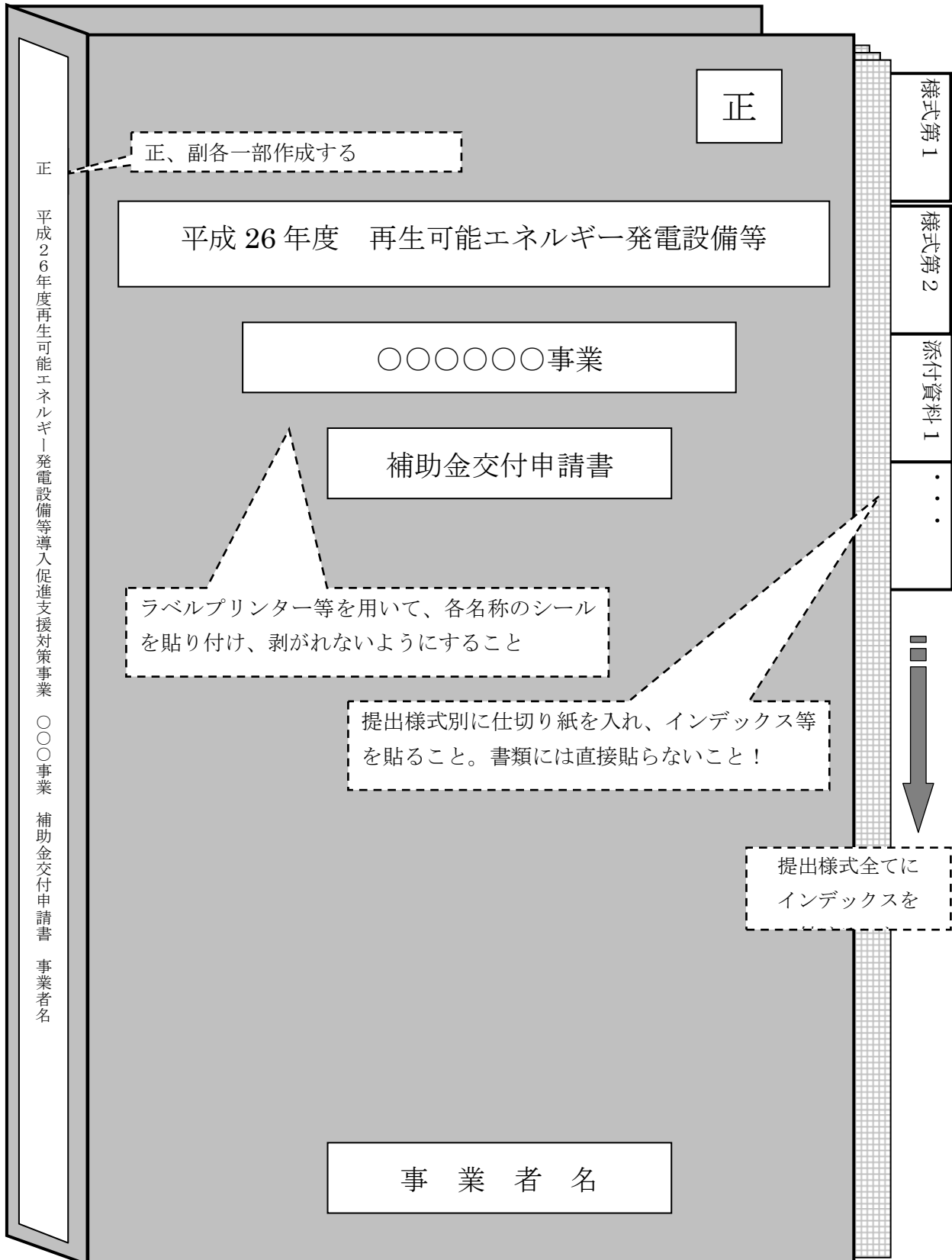
関係法令名	許認可、届出等の内容	行政機関	実施期間	処理状況
(処理済) 廃・掃法	〇〇の許可 〇〇の届出	〇〇県 〇〇	〇年〇月 〇年〇月	
(手続中) 〇〇法	〇〇	〇〇	〇年〇月	事前了解取得
(未処理) 電事法	工事許可の認可	経済産業局	〇年〇月	標準処理期間は 〇ヶ月

※ 再生可能エネルギー等の導入を行うに当たり、許認可、届出等の行政手続（地方公共団体の条例、地元との取決め等に基づくものを含む。）や住民への説明等の手続が必要な場合は、必要となる手続の内容全てについて、手続の進捗状況、手続の計画が把握できる資料（協議録・議事録ほか）を添付すること。なお、計画段階にある場合は、目途、スケジュール等の面で無理がないことを確認できるものであること（必要な手続が未了のものについては、行政機関等の窓口名、通常の事務処理期間、懸案事項、見通し等について記載すること。）。

【関係資料5】

提出書類の作成イメージ（書類は2穴の穴をあけ、紙ファイルに綴じてください）

・提出ファイルの綴じ方



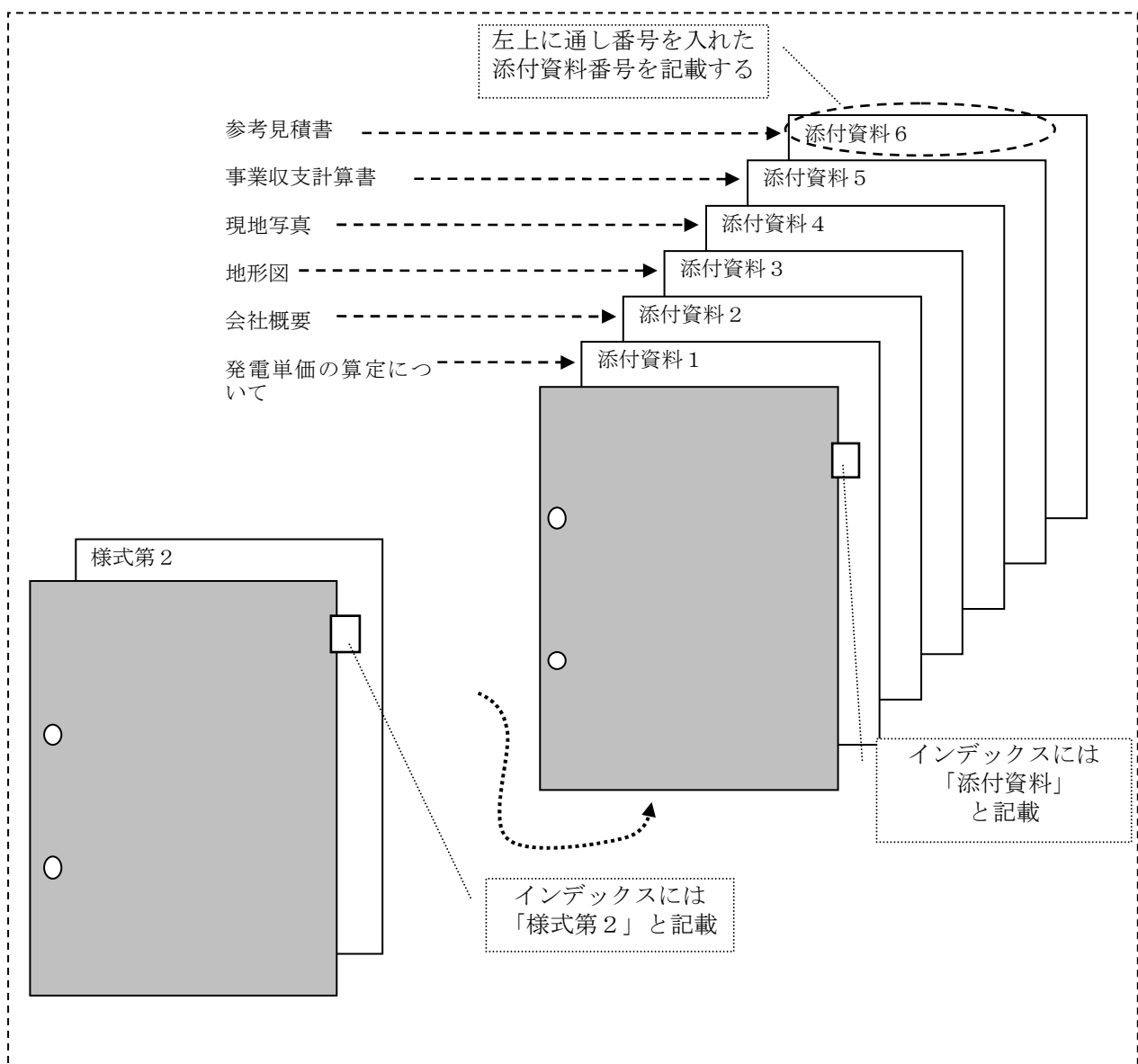
・様式と添付資料の分け方

例：太陽光発電の場合

添付資料として、

- ・発電単価の算定について
- ・会社概要
- ・地形図
- ・現地写真
- ・事業収支計算書
- ・参考見積書

を添付する場合。



※他の様式でも、算出根拠等の添付資料がある場合は上の例のように綴じ込んでください。

再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業実施細則
(太陽光発電に限る)

制定 平成24年 3月14日 JPR12301号

改定 平成24年 7月17日 JPR12701号

改定 平成25年 7月9日 JPR137001号

(目的)

第1条 この細則は、再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金交付要綱（平成23・12・14財資第17号）（以下「要綱」という。）16条第2項に基づき、一般社団法人太陽光発電協会（以下「協会」という）が行う、太陽光発電についての再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 協会が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに要綱に定めるところによるほか、この細則による。

(交付の対象)

第3条 協会は、民間事業者、非営利民間団体及び地方自治体等が策定した再生可能エネルギー発電設備等導入計画（以下「実施計画書」という。）が別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該計画に係わる事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、別表1に掲げる補助対象経費の範囲内で、補助金交付の対象として協会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

3 交付の対象となる補助事業は、公募を開始する時点における東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項で定める「特定被災区域」において、太陽光発電設備（以下「発電設備」という）及びそれに付帯する蓄電池及び送電線（以下「蓄電池及び送電線」という）を導入する事業とする。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象経費の合計額の10分の1以内とする。ただし、蓄電池及び送電線については3分の1以内とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする民間事業者や地方公共団体等（以下「事業者」という。）は、協会に対し、**様式第1**による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）に**様式第2**による実施計画書及びその他協会が指示する書類を添付して、協会が指示する期日までに提出しなければならない。

2 事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方

消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 協会は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、**様式第3**による補助金交付決定通知書により事業者へ通知するものとする。

この場合において、協会は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 協会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 協会は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 協会は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 協会は、補助金の交付が適当でないとして認めたときは、その旨を事業者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 協会は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- （1）補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- （2）補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに**様式第4**による遅延等報告書を協会へ提出し、その指示を受けるべきこと。
- （3）補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ協会の承認を受けるべきこと。
- （4）補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- （5）補助事業者は、協会が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、協会の指示に従うべきこと。
- （6）補助事業者は、協会が第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。
- （7）補助事業者は、協会が第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、協会が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第

- 13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、協会が第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、協会が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (9) 補助事業者は、協会が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
 - (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受けるべきこと。
 - (11) 補助事業者は、第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、協会の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
 - (12) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、協会に報告しなければならない。
 - (13) 補助事業者は、補助事業終了後、協会の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取り下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に**様式第5**による交付申請取下げ届出書を協会に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ**様式第6**による補助事業計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合。
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (2) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内で変更する場合を除く。
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。

2 協会は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 協会は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、協会が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を**様式第7**による実施状況報告書により、協会が指示する期日までに協会に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する協会の当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、**様式第8**による補助事業実績報告書（正本1通及び副本1通）を協会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が協会の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、**様式第9**による補助事業年度末実績報告書（正本1通及び副本1通）を協会に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ協会の承認を受けなければならない。

(補助事業の継承)

第12条 協会は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、**様式第10**による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を継承する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 協会は、第11条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 協会は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 協会は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、**様式第11**による返還報告書を提出させるものとする。

6 協会は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第14条 協会は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、**様式第12**による補助金精算(概算)払請求書を協会に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、**様式第13**による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに協会に提出しなければならない。

2 協会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第13条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第16条 協会は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号の一に該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、要綱若しくは本細則又は本細則に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 協会は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 協会は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 協会は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

- 6 第2項の規定にもとづく補助金の返還については、第13条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第13条第5項中「**様式第11**」とあるのは、「**様式第14**」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第17条 協会は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日を受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 協会は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 協会は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について**様式第15**による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、**様式第15**による取得財産等明細表を第11条第1項に定める実績報告書に添付して協会に提出しなければならない。

3 協会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときは、その収入の全部又は一部を協会に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して経済産業大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、**様式第16**による財産処分承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び

証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第22条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、**様式第17**による調書を作成しなければならない。

附 則

この細則は、平成24年3月15日から施行する。

附 則

この改定は、平成24年7月18日から施行する。

附 則

この改定は、平成25年7月10日から施行する。

(別 記)

再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業

実施計画書の要件

- (1) 設備導入事業の内容の費用効率が高いこと。
- (2) 設備導入事業の遂行によって、当該地域のエネルギー・環境対策に貢献する見込みがあること。
- (3) 設備導入事業の実施によって、被災地域の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- (4) 実施計画書に係る事業の実施の計画が確実かつ合理的であること。

(別表 1)

再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業

補 助 対 象 経 費

1. 発電設備

費 目	内 容	補助率
設計費	設備導入事業に必要な機械装置等の設計費	1 / 1 0 以内
設備費	設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に必要な経費 (ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)	
工事費	設備導入事業の実施に必要不可欠な配管等の工事に必要な経費	
諸経費	設備導入事業を行うために直接必要なその他経費 (管理費(職員旅費、通信費、会議費等)等)	

2. 蓄電池及び送電線

費 目	内 容	補助率
設計費	設備導入事業に必要な機械装置等の設計費	1 / 3 以内
設備費	設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に必要な経費 (ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)	
工事費	設備導入事業の実施に必要不可欠な配管等の工事に必要な経費	
諸経費	設備導入事業を行うために直接必要なその他経費 (工事負担金、管理費(職員旅費、通信費、会議費等)等)	

(別表 2)

再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）

第2条第3項で定める「特定被災区域」（平成24年2月22日改定）

青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯舘村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

※岩手県東磐井郡藤沢町は、平成23年9月26日に岩手県一関市と合併したため、一関市に含まれています。

※上記は平成24年3月14日現在の特定被災区域であり、各公募における特定被災区域は、公募開始時の最新のものとする。

再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業実施細則
(風力発電、水力発電、バイオマス発電及び地熱発電に限る)

制定 平成24年 3月14日 23エネ協総第310号
改正 平成24年 7月17日 24エネ協業第327号
改正 平成25年 7月 9日 25エネ協業第351号

(目的)

第1条 この細則は、再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援復興対策事業費補助金交付要綱(平成23・12・14財資第17号)(以下「要綱」という。)16条第2項に基づき、一般社団法人太陽光発電協会(以下「協会」という)が定める住宅用太陽光発電導入支援対策基金造成事業費補助金に係る業務方法書第6条第2項の規定に基づき、協会からの委託を受けて一般社団法人新エネルギー導入促進協議会(以下「協議会」という)が行う風力発電、水力発電、バイオマス発電及び地熱発電についての再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業に係る補助金(以下「補助金」という)の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 協議会が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びに要綱に定めるところによるほか、この細則による。

(交付の対象)

第3条 協議会は、民間事業者、非営利民間団体及び地方自治体等が策定した再生可能エネルギー発電設備等導入計画(以下「実施計画書」という)が別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該計画に係わる事業(以下「補助事業」という)の実施に必要な経費のうち、別表1に掲げる補助対象経費の範囲内で、補助金交付の対象として協議会が認める経費(以下「補助対象経費」という)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

3 交付の対象となる補助事業は、公募を開始する時点における東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項で定める「特定被災区域」において、風力、水力、バイオマス、地熱の発電設備(以下「発電設備」という)及びそれに付帯する蓄電池及び送電線(以下「蓄電池及び送電線」という)を導入する事業とする。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象経費の合計額の10分の1以内とする。ただし、蓄電池及び送電線については3分の1以内とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする民間事業者や地方公共団体等(以下「事業者」という)は、協議会に対し、**様式第1**による補助金交付申請書(正本1通及び副本1通)に**様式第2**による実施計画書及びその他協議会が指示する書類を添付して、協議会が指示する期日までに提出しなけ

ればならない。

2 事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 協議会は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金の交付の決定を行い、**様式第3**による補助金交付決定通知書により事業者に通知するものとする。

この場合において、協議会は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めたときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 協議会は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 協議会は、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 協議会は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 協議会は、補助金の交付が適当でないとして認めたときは、その旨を事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 協議会は、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに**様式第4**による遅延等報告書を協議会に提出し、その指示を受けるべきこと。
- (3) 補助事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ協議会の承認を受けるべきこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、協議会が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、協議会の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、協議会が第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、これに従うべきこと。

- (7) 補助事業者は、協議会が第13条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、協議会が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第13条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、協議会が第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、協議会が指定する期日までに返還するとともに、第16条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、協議会が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協議会の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第19条第3項及び第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、協議会の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、協議会に報告しなければならない。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、協議会の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取り下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に**様式第5**による交付申請取下げ届出書を協議会に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

第9条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ**様式第6**による補助事業計画変更承認申請書を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合。
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (2) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内で変更する場合を除く。
- (3) 補助事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。

2 協議会は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 協議会は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すこ

とができる。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、協議会が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を**様式第7**による実施状況報告書により、協議会が指示する期日までに協議会に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する協議会の当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、**様式第8**による補助事業実績報告書（正本1通及び副本1通）を協議会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が協議会の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の3月末日までに、**様式第9**による補助事業年度末実績報告書（正本1通及び副本1通）を協議会に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ協議会の承認を受けなければならない。

(補助事業の継承)

第12条 協議会は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を継承する者が当該補助事業を継承して実施しようとするときは、**様式第10**による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を継承する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 協議会は、第11条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 協議会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 協議会は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 加算金及び延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 協議会は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、**様式第11**による返還報告書を提出させるものとする。

6 協議会は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

第14条 協議会は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、**様式第12**による補助金精算（概算）払請求書を協議会に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、**様式第13**による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに協議会に提出しなければならない。

2 協議会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 第13条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第16条 協議会は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号の一に該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、要綱若しくは本細則又は本細則に基づく協議会の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 協議会は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 協議会は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 協議会は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその

後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

- 6 第2項の規定にもとづく補助金の返還については、第13条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第13条第5項中「様式第11」とあるのは、「様式第14」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第17条 協議会は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 協議会は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 協議会は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第15による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等明細表を第11条第1項に定める実績報告書に添付して協議会に提出しなければならない。

3 協議会は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると認められるときは、その収入の全部又は一部を協議会に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して経済産業大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第16による財産処分承認申請書を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

第22条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、**様式第17**による調書を作成しなければならない。

附 則

この細則は、平成24年3月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年7月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年7月10日から施行する。

(別 記)

再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業

実施計画書の要件

- (1) 設備導入事業の内容の費用効率が高いこと。
- (2) 設備導入事業の遂行によって、当該地域のエネルギー・環境対策に貢献する見込みがあること。
- (3) 設備導入事業の実施によって、被災地域の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- (4) 実施計画書に係る事業の実施の計画が確実かつ合理的であること。

(別表 1)

再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業

補助対象経費

1. 発電設備

費目	内容	補助率
設計費	設備導入事業に必要な機械装置等の設計費	1/10 以内
設備費	設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に必要な経費 (ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)	
工事費	設備導入事業の実施に必要不可欠な配管等の工事に必要な経費	
諸経費	設備導入事業を行うために直接必要なその他経費 (管理費(職員旅費、通信費、会議費等)等)	

2. 蓄電池及び送電線

費目	内容	補助率
設計費	設備導入事業に必要な機械装置等の設計費	1/3 以内
設備費	設備導入事業に必要な機械装置等の購入、製造、据付等に必要な経費 (ただし、土地の取得及び賃借料を除く。)	
工事費	設備導入事業の実施に必要不可欠な配管等の工事に必要な経費	
諸経費	設備導入事業を行うために直接必要なその他経費 (工事負担金、管理費(職員旅費、通信費、会議費等)等)	

(別表 2)

再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）

第2条第3項で定める「特定被災区域」（平成24年2月22日改定）

青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯舘村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

※岩手県東磐井郡藤沢町は、平成23年9月26日に岩手県一関市と合併したため、一関市に含まれています。

※上記は平成24年3月14日現在の特定被災区域であり、各公募における特定被災区域は、公募開始時の最新のものとする。